



第二次ボランティア活動推進計画

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

三浦市民生活向上会議ボランティア活動推進部会

地域の課題を見て見ぬふりができないからこそ行動を起こす。なかば衝動的ともいえる行動原理が市民活動の根幹を形成しているのかも知れない。他者の便宜を実現するために、物質的な見返りなど求めることなく、自発的に自身の持てる力(時間、労力、そして、財産)を社会に提供する活動こそがボランティア活動であるというのなら、それは「支援」の対象などではなく、本会にとって協働すべきパートナーということになる。

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

〒238-0102

神奈川県三浦市南下浦町菊名1258-3

電話 046-888-7347

FAX 046-889-1561

目次

Contents

目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 人は何故ボランティアをするのか？・・・・・・・・・・・・ 3
- ボランティアの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 活動評価の視点と活動の有様・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 活動支援の原則と手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 三浦市と三浦市社会福祉協議会の関係性の整理・・・・・・・・ 7
- 第一次ボランティア活動推進計画の評価（平成18年度～22年度）・・ 8
- ボランティアとの協働による相乗効果・・・・・・・・・・・・ 9
- ボランティアの団体加入と活動に関する支援・・・・・・・・ 10
- 「まちづくり」という視点からみた計画・・・・・・・・・・・・ 11
- 第2次ボランティア活動推進計画の構成・・・・・・・・・・・・ 12
- 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表・・・・・・・・ 49
- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
- おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118



はじめに

■人は何故ボランティアをするのか？

人はなぜボランティアをするのだろうか…。

我々は、人がボランティア活動することに合理的な理由を求めようとするが、果たして、その答えはどこにあるのだろうか。

エイズ問題にも積極的に関わり HIV 薬害訴訟を支援、1993年には、患者・感染者サポートの民間団体「東北 HIV コミュニケーションズ」を設立した「せんだい・みやぎNPOセンター」の代表理事、故加藤哲夫氏は「市民活動やボランティア活動をしている人達が皆、社会奉仕活動をしたいと思っているわけではない。そこに問題があり、困っている人がいるからこそ行動を起こすのだ。阪神・淡路大震災のときもそうだが『目の前で困っている人達を捨て置けない』といった思いから、人々は被災地に駆け付け、支援活動をおこなったのである。」とボランティア活動について言及する。

歴史的にも「義勇兵・志願兵」が語源とされてきたように、ボランティアという言葉の持つ本来の意味は「自発的に行動する人」ということになる。

■ボランティアの定義

我が国において、この用語が一般的に使用されるようになったのは1960年代頃からと言われる。当時は「奉仕活動」のごとく使用されてきたが、現在では、「奉仕活動」に対する滅私奉公的^(注1)なイメージを嫌い、より“主体的・自主的に社会と関わりあいを持つ活動”として用いられるようになってきた。但し、依然として、「奉仕活動」すなわち「ただ働き」と混同して使用される向きがある。

なお、生涯学習審議会の答申（1992年7月文部省）によるとボランティアとは「個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること」であり、中央社会福祉審議会の意見具申（1993年7月厚生省）においても、ボランティアとは「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献すること」としている。また、国民生活審議会の総合政策部会「市民意識と社会参加活動委員会（1994年6月）」は「ボランティアとは、自発性に基づく行為であり慈善や奉仕の心、自己実現、相互扶助、互酬性といった動機に裏付けされた行動」と定義。いずれにしても、自由意志に基づく行為であることや社会に貢献する活動であることは、どの概念規定においても一致している。

注1＝一般的には、私心や私情を抑えて、国家・地方公共団体・社会・世間などに対して奉仕する精神を意味する。しばしば個人主義の対極にある思想のひとつと見なされ、過度な実践は自己犠牲を伴い、全体主義に繋がることもある。日本の戦前教育は直接的ではないものの、主に忠君愛国教育として取り入れており、個人主義の発祥の地である欧米諸国においても、公に対する忠誠や献身的精神は究極の愛の形として高く評価されることもあるが、日本の戦後教育は個性を重視する観点から否定的である。

改めて加藤氏の言葉を引用する。「市民が問題解決行動を起こすこと自体を、市民活動と言う。しかし、社会がそれを評価しないと、それをつぶすことになる。声を上げて行動した人たちが、孤立してしまうのだ。例えば、1985年頃には日本でも表面化した薬害エイズ事件。政府と製薬会社はずっとその責任を認めず隠そうとしてきた。そのせいで多くの人命が失われた。厳しい差別と偏見の中、実名を公表して問題解決のために運動した人達がいる。残念なことに、私と一緒に運動をした仲間はほとんど生きていない。そして、そういう闘いをする人たちがいなくなったら、今のエイズの治療体制はできていなかった可能性が高い。市民の力によって、現在の医療の体制が整備されたのである。それなのに、その恩恵に与るのは、彼

らではなく、私たちなのである。（「宮城の新聞」より抜粋）。

■計画策定の意義

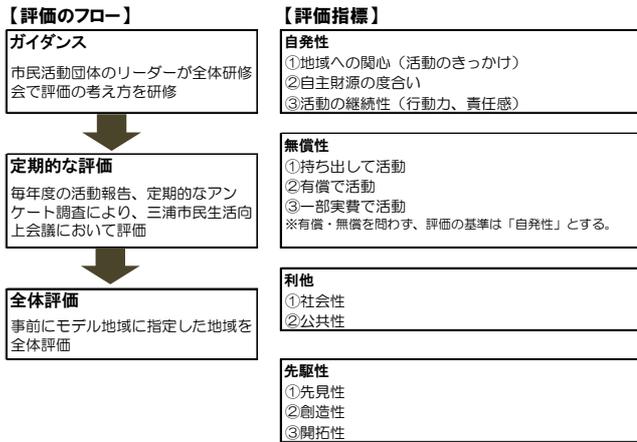
なるほど。地域の課題を見て見ぬふりができないからこそ行動を起こす。なかば衝動的ともいえる行動原理が市民活動の根幹を形成しているというわけである。他者の便宜を実現するために、物質的な見返りなど求めることなく、自発的に自身の持てる力（時間、労力、そして、財産）を社会に提供する活動がボランティア活動だというのなら、氏のいう HIV 薬害訴訟の支援は、まさにボランティア活動そのものといっても差支えないだろう。

このように、ボランティアにとって最も尊重されるべきは「自発性」であり、その活動によってもたらされる「社会への貢献度」なのかも知れない。

とするなら、それこそボランティア活動が行政施策に馴染むとは考えにくい。なぜならば、ボランティアは、安上がりな労働力などではないからだ。そればかりではない。本計画の重要な柱となるであろう「支援」という言葉にも違和感が生じてくる。「支援」という言葉が、あまりにもおこがましいのである（但し、本計画書では、便宜的に「支援」という言葉を使用している）。本計画の対象となるボランティアは、支援の対象者などでなく、それこそ本会にとって協働するパートナーであるべきだからだ。本計画の主たる目的は「ある」者が「ない」者に施すといった一方的な関係を顕在化することではなく、社会の問題に「気づき」、その解決に向けて「取り組もう」とする人達を適正に評価し、意欲を削いだり、社会からの孤立感を抱かせないようにするための手法やシステムを事業化することにある。

活動評価の視点と活動の有様

ボランティア活動の原則	評価の視点		評価 (ABC)		
自発性	活動のきっかけ	社会問題をどのように発見し、また認識しているか。それを、どのように活動につなげたか。			
	自主財源の確保	自主財源の確保のためにどのような取り組みをおこなっているか。			
	活動の継続性	当該活動は、計画性と継続性をもっておこなわれているか。責任感はあるか。			
無償性	持ち出して活動	活動の財源を補填するため、自主的に私財を提供している。			
	有償で活動	活動は有償でおこなうことを原則としている。			
	交通費実費で活動	活動そのものは無償だが、依頼があった場合は、交通費実費の支給を受けている。			
利他	社会性	主体的に情報を発信するなどして、自らの活動の社会化をおこなっている。人と人とのつながりやネットワークはあるか。			
	公共性	当該活動によって、当初は「私」への支援だったものが、不特定多数の人々に恩恵をもたらす結果となっている。			
先駆性	先見	洞察力・情報収集・リスクに対する判断力が備わっているか。			
	創造	自由な発想に基づく活動展開によって、新しい価値観の創出に寄与しているか。企画力。			
	開拓	自らの活動が社会に定着し、それが新しい公共サービスの創出などにつながっている。経営力。			
総合評価	社会への貢献度	上記を総合的に勘案して、当該活動がどの程度社会に貢献しているか。			



ボランティア活動の原則として挙げられる要素は一般に自発性、無償性、利他性、先駆性の4つである。前頁の表は、この活動原則をもとに作成した。また、1980年代以降、無償性の原則に関して「無償」の範囲をより柔軟に考えることによって、実費の弁済や一定の謝礼を受ける「有償」ボランティアが出現し、受け入れられるようになってきた現状を鑑み、対価を得ていることのみをもって、ボランティア活動の理念に反するとす

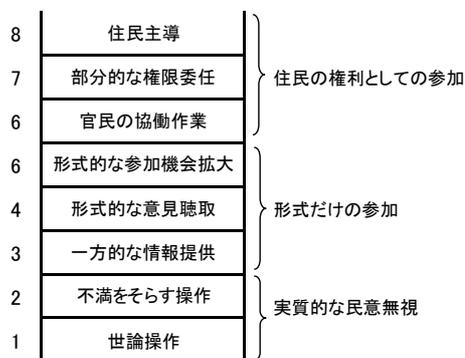
る考えは採用しない（当然、評価にも何ら影響を及ぼさない）。自らの主体性を堅持するための「無償性」ということであるなら、精神的価値と物質的な価値を同（質）等のものとした上で、優先されるべきは「主体（自発）性」ということにする。

したがって、本計画において支援（あるいは活動の「促進」「振興」）の対象とするのは、純然たるボランティアのみならず、当事者団体、NPO、ひいては、市民が自らの価値観、信念、関心に基づき、自分たちの生活とコミュニティへの貢献を目的に、自発的におこなう市民活動はこれに包含する。

もとより、これらの活動が外部から評価される性質のものではないことは承知している。自らの自発性を尊重するために「活動助成費」を辞退しようとする団体もいよう。しかしながら、結果的に当該活動が、本会の活動や行政施策と合致した場合、双方がより緊密に連携することにより優位（効率）性を見い出せることは容易に推察できる。だとするならば、それを役務の対価として徴することになら主体性を損なう理由などないではないか。正当な資金確保策としても、また“公費導入のルールづくり”という観点からも、透明性の高い活動評価の指針は不可欠になると考えた。もちろん、活動評価の評価者が最終的に本会ないし、行政から“市民”の手に委ねられることが理想であることは言うまでもない。

なおここで、豊かな地域社会づくりに、ボランティア活動が果たすであろう役割について確認しておきたい。当然のことながら、我々は、ボランティア活動の発展が、豊かな「地域社会」の創造に寄与すると

住民参加のはしご(A Ladder of Citizen Participation)



出典：住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)

の仮説に立っているわけだが、その前提にあるのは、行政施策には馴染まない公的な領域の存在である。ボランティア（あるいは市民活動）には、昨今のトレンドでもある「新しい公共」の“担い手”としての期待も寄せられているということだ。地方分権という時代の趨勢の中で、市民自治のあり様そのもの（質）が問われる時代が来たのである。

そればかりではない。ボランティア活動の振興・発展は、今までにない政策論議を三浦市庁内に引き起こす。ボランティア（市民活動団体）と行政が活動、業務遂行

し、それぞれの存在意義と限界に対する理解を深めていく過程は、まさに「市民自治」が成熟するための過程と同義である。市民自治の成熟は、必然的に「市民の自己決定権を拡大」させることになるが、米国の社会学者のシェリー・アーンスタインは、それを「住民参加の梯子」という表現で分かりやすく説明している。^(注2)アーンスタインによると「住民の参加（市民自治）とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」だという。

注2＝「住民参加の梯子」。8段から成る梯子の最下段は、「世論操作」の段階と位置付けられ、「住民参加」の名を借りた権力者による支配・統制の状態を示す。その一段上の「セラピー（住民の不満をそらす操作）」とともに、実質的には参加不在の状態を意味し、中位には、「一方通行的な情報提供」、「形式的な意見聴取」などがあり、6段目の「パートナーシップ」から「権限移譲」へと続く段階でようやく住民の権利として参加が認められる。最上段は住民が主体となって主導する段階で、アーンスタインは「住民の参加とは、住民に対して目標を達成できる権力を与えること」と定義する。

活動支援の原則と手法

ボランティア活動を支援する上での5つの原則	
1	ボランティア（団体）の主体（自発性）性を尊重すること。
2	活動内容や成熟度に応じた柔軟な支援体制を心がけること。
3	ボランティア（団体）が生まれやすい環境をつくっていくこと（また、新しいボランティア（団体）が孤立することのないように支援すること）。
4	ボランティア活動に関する評価基準を明確にし、当該活動を適正に称賛できる体制を築くこと。
5	公平で透明性の高い支援体制を構築すること。

本計画は、上表に掲げた支援の原則を遵守しながら、実質的な「支援」を展開することによって、最終的には、ボランティアとの協働体制の構築（ボランティアと社会福祉協議会、あるいはボランティアと行政、企業、または、ボランティア同士のパートナーシップの構築）をめざすものであり、その中で、活動助成（公費導入）のルールづくりも実現したいと考える。

とりわけ、社会福祉協議会と三浦市（行政）の役割は明確にしておく必要があるだろう。本来、ボランティア活動は、市民社会の中でボランティア自らの力で当該活動を支えていく仕組みを指向することが健全であるとされており、組織に対する認知のあり方もボランティア（団体）自身が、その存在意義を社会にアピールするとともに、支持を得るとというのが本来の姿だ。ボランティア活動の発展に向け、市民社会の中で市民相互の支援体制（「民」は「民」が育てる」といった発想）を構築することが、ひいては、地域の特性を活かした市民自治の実現に繋がるものと考えている。

したがって、行政の過剰な関与は、やはりボランティア活動には馴染まないと言わざるを得ない。川崎市などは「市民活動支援指針」を設け、その中で「間接的・側面的支援」を心がけるとしている。その場合も、ボランティア（市民）活動の妨げになっている要因の排除やインターメディアリー（intermediary）な組織を通じて支援する一としている。

仮にこの支援手法を採ったとしよう。三浦市の財政規模やリソースを考えると、この中間支援組織（インターメディアリー）のイメージに最も近いのは、本会ということになるのかも知れない。

いずれにしても、当該活動の主体性の尊重とボランティア（活動者）に無用な孤立感を与えないようにするための支援を大きな命題とする。

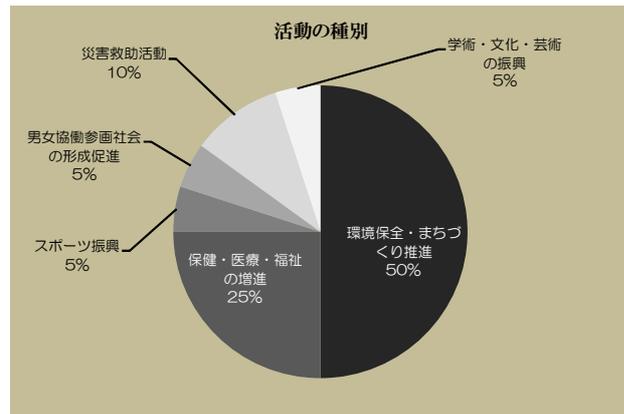
三浦市と三浦市社会福祉協議会の関係性の整理

三浦市では、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターと三浦市市内において市民活動を所管する市民協働部協働推進課による“市民活動支援センター的”機能が、同一自治区内に並立している。後者は、福祉以外にもボランティア活動全般を支援しており、市民の側からするとその関係性は分かりにくいものとなっているようだ。

三浦市に登録をしている活動団体

活動内容	登録数
環境保全	4
まちづくり推進	2
環境保全・まちづくり推進	4
保健・医療・福祉の増進	4
スポーツ振興	1
男女協働参画社会の形成促進	1
災害救助活動	2
保健・医療・福祉の増進、まちづくり推進	1
学術・文化・芸術の振興	1

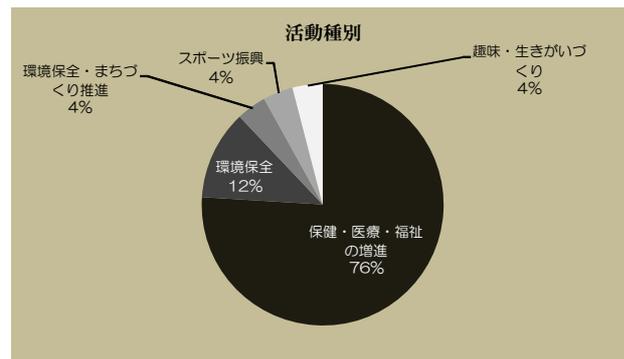
(2011年4月14日(現在) 三浦市HPより)



三浦市社会福祉協議会に登録をしている活動団体

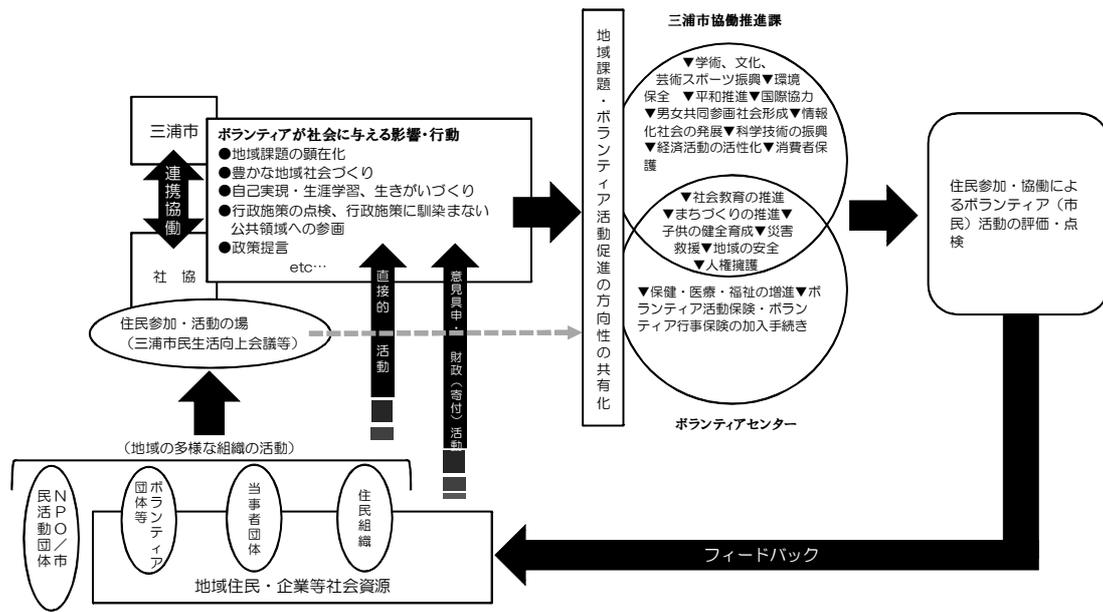
活動内容	登録数
保健・医療・福祉の増進	19
環境保全	3
環境保全・まちづくり推進	1
スポーツ振興	1
趣味・生きがいづくり	1

(2012年2月16日(現在))



これからの自治のあり方や新しい公共を模索（ボランティア活動を施策に取り組みようとする傾向も含めて）している自治体にとって“市民協働”という言葉は心地よく響くかも知れないが、先駆性や補完性といった概念は、ボランティア活動が既存の社会システムや行政システムに従属せず、両システムが果たせなかった機能を創造的、かつ、自由な発想で補完してきたことによって生まれたものだ。したがって、とりわけ行政の関与は、“主体性の尊重”という意味において慎重でなければならない。このことを前提に、三浦市、三浦市社会福祉協議会（ボランティアセンター）双方の実際の支援状況や両組織に対する活動団体の登録状況を見てみる。

確かに明確な役割分担があるわけではないが、現場レベルでは、多少の重複を認めながらも緩やかな棲み分けができあがっている。これを機に、次頁図のようにその役割を分担し、最終的には市民活動を“市民”が評価・点検できるような仕組みを築く必要があるのではないだろうか。



第一次ボランティア活動推進計画の評価（平成18年度～22年度）

款	項	達成度	合計	評価	備考
人材	養成研修	0	15	C	ボランティア活動ないし、コミュニティ・オーガニゼーション ^(※) に特化した研修はおこなわなかったが、恒例となっているホームヘルパー2級研修やこれに対するフォローアップ研修は、ボランティアセンターが属する事業課で実施した。また、3月11日の震災発生以降は、即時に被災地に職員を派遣し、その状況を市民に周知すべく「被災地シンポジウム」をおこなうなどしている。その際には、介護職のボランティアを募るなどの措置を講じた。他にも、主には教育委員会からの要請により、総合学習に寄与すべく職員派遣をおこない「福祉」をテーマに勉強会を開催している。
	現任研修	0			
	時代の要請にマッチした研修	5			
	職員の派遣	10			
情報	紙媒体	5	10	C	定期発行の「社協みうら」については、予定通りの刊行を実現している。但し、ボランティア活動の推進に特化したコーナーを設ける等の措置は講じていない。また、2か月に1回の刊行ということもあり、ニュースとしての「鮮度」に課題を残す。「人材養成」「資金」「活動場所」に関するタイムリーな情報を供給するには、インターネットが有効な手段となるが、ここでも、それに特化した情報が提供されているとは言えず、むしろ活動報告に留まっているのが現状である。この分野の業務は、全ての支援項目とも関わることから、とりわけボランティアセンターにおいては、重要な役割となる。
	インターネット	5			
	カスタマイズ	0			
	口コミ情報等の活用	0			
資金	自己資金調達スキームの確立	10	10	C	社会福祉協議会にとって最も優良な財源となる「会費」の徴募に関しては、低調な成績に終わったが、介護保険事業等の剰余は「地域福祉活動」に還元（当事者活動や実験的な事業に投資し、一定の成果をあげている）にできたと思える。今後、強く求められるのは、資金助成のルールづくりではないか。机上では、画一的な資金助成の不合理性が実証されているし、地域福祉活動推進モデル事業は（一部ではあるが）、市民のボランティア活動が地域社会に貢献できることを証明している。三浦市の逼迫した財政事情を鑑みると、民間資金の導入は不可欠であるが、これは、情報の問題とリンクさせて検討しなければならない。
	外部（民間）資金の調達	0			
	公的資金の導入達成	0			
	資金助成のルールづくり	0			
場所	広域的（全市的）活動拠点の確保	10	20	B	三浦市で活動するボランティアにとって悲願となる全市的な活動拠点となる「三浦市総合福祉センター」が整備されたことは、本市における市民活動にとって、ひとつのエポックであったことは間違いない。しかし、施設とは単に「箱もの」を意味するわけではない。学校には「教師」が、病院には「医師」がいるように、そこには専門的な機能が附帯していなければならない。それでは、ボランティアセンターに求められる専門性とは何だろうか。ボランティアコーディネーターのスキルアップはもとより、会議室や印刷機の整備や情報コーナーの設置など備品什器の整備もこれに含まれるものと考えられる。但し、身近な地域における活動拠点の整備に関しては、捗ましい成果は得られていない。
	上記拠点の活動備品の整備状況	10			
	地域的活動拠点の確保	0			
	上記拠点の活動備品の整備状況	0			

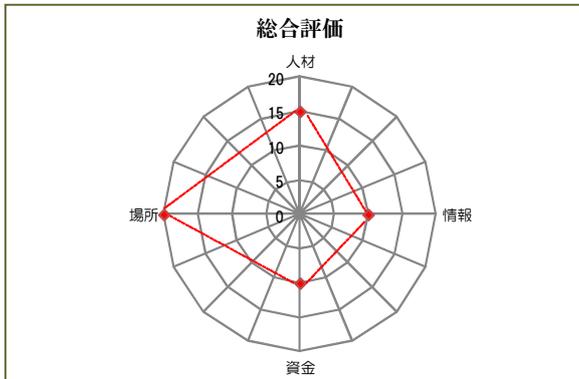
達成=10
 やや達成=5
 未達成=0

(※)＝地域活動技術とも呼ばれる。社会福祉活動技術の中核活動技術の方法のひとつ。この方法は地域社会を対象とし地域で問題に直面している人がおり、その問題がその個人にとらずに地域全体の問題と考えられる場合、地域共通の問題として地域住民自身が地域ぐるみでその問題を解決することが出来るように援助する方法。コミュニティー・オーガニゼーションの原則は第一に住民参加ということである。セッメントの一形態といえるが、活動家や住民(社会的弱者)を問わず知識と経験を持つリーダーを輩出し、住民自身に問題意識を持たせ、議論し、解決の糸に組織化して行動していく事を促すという点が特徴である。

ボランティア活動において必要不可欠な「場所」、「資金」、「人材」、そして「活動機会」に関する「情報」の収集・発信・編集は、そのまま、当該活動を支援するための大きな柱となる。

ところが、上掲の評価表をみてもわかるとおり、「場所」がわずかにBランクという評価を得たものの、総体的に低調な進捗状況に終始してしまった。中でも、総合評価に関するレーダー（次頁）が表すとおり、

「情報」に関する活動が、捗捗しい成果をあげることはなかった。確かに「情報」の「事業化」は容易ではない。それにしても、双方向で「情報」を“やり取りできるようにする”といった理想からは程遠く、



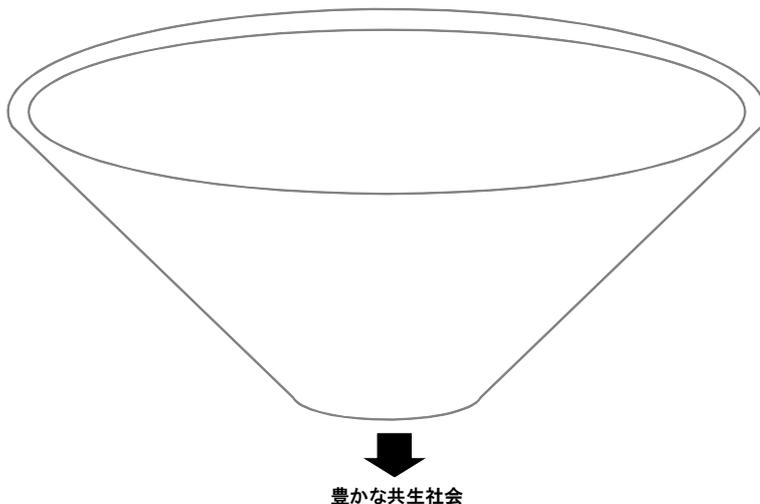
一方的な情報発信に終始している現状は改めなければならない。情報に関しては、その「共有化」を目標とし、当該活動の質の向上と活動主体者間の連携を促す必要がある。もちろん、ボランティア活動の社会的認知度や公共性を高めるために、各種関連情報を一元的に市民に提供できるように仕組みも構築する必要があるだろう。

前述のとおり、この「情報」に関する問題は、他の支援策とも密接に関連するいわば“肝”である。

当然、本計画の最重要事業ともなる。

ボランティアとの協働による相乗効果

次に、関連団体がボランティア（ないしNPO）と“協働”することによって得られる効果と協働の類型について考えてみたい。協働とは「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決



するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」である（注3）。

まず、協働によって得られる相乗効果であるが、ボランティアの側からすると、ミッションの具体的な実現、社会性（信用）の獲得、場合によっては（公費導入のルールが整備され、委託や補助が受けられる

ようになると）、組織や財政基盤の強化といった効果が期待できる。逆に行政は、市民サービスの充実、行政システムの効率化、“お役所体質”の改善といった効果を狙えるかもしれない。いずれにしても、ボランティアと“協働”することによって、何らかの効果が得られることは間違いないようである（上頁図参照）。もちろん、その先にあるのは豊かな共生社会でなければならない。それでは、想定し得る協働の類型にはどのようなものがあるだろう。

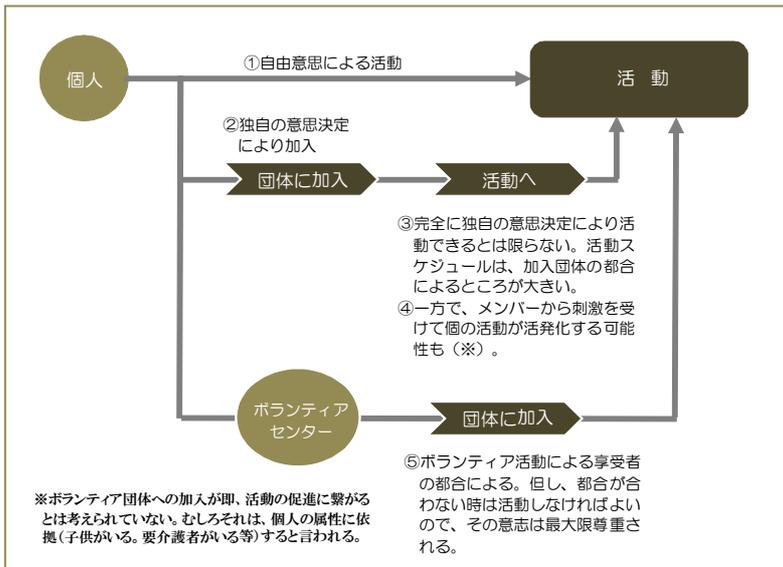
現段階では、①委託②補助③実行委員会④共催⑤財産の使用許可⑥後援⑦アダプトシステム（注4）、⑧情報交換—といった具合にカテゴライズできると考えるが、⑦を除く類型は、行政のみならず企業にもあてはまる。また、行政計画を策定する上で組織される各種審議会に市民が参加する行為も、「住民参加の梯子」

からすると“成熟度”は低い、協働タイプの範疇に入る。

注3＝「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいう。例えば、他の自治体に先駆けて協働の概念を導入した横浜市においては、1999年に横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（通称：横浜コード）が設けられている。その中で協働については、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としている。また、愛知県は、NPOと行政の協働について、NPOとの間で作成した「あいち協働ルールブック2004」の中で「協働とは、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを言う。」と定義しているなどその理解には微妙な差異がある。いずれにせよ表現は違えど両者の定義に共通しているのは、単に一緒に取り組むということの意味しているのではなく、目的意識を共有し共通の目標に向かって達成に力を尽くすことや、NPOと行政が対等の立場で互いの特性を活かすことで事業遂行等に対する相乗効果を期待していることが読み取れる。協働の概念の理解において、こうした点が特に重要であるといえる。

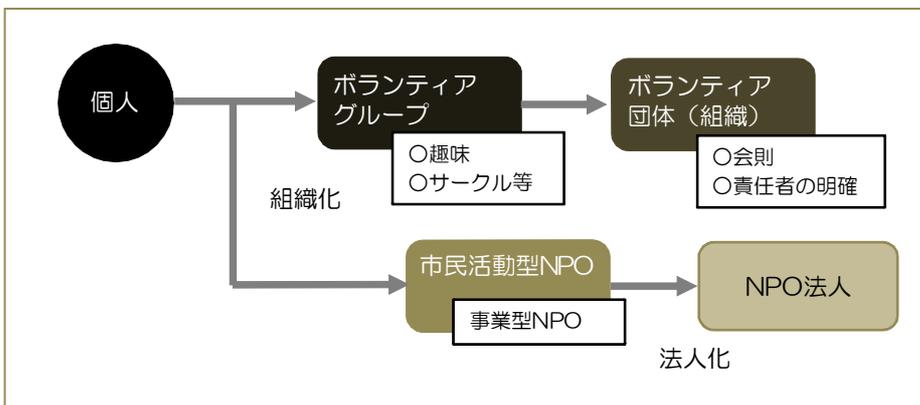
注4＝アダプトとは「養子縁組をする」の意味。住民が道路などの公共スペースを、養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名された。自治体と住民がお互いの役割分担について協定を結び、継続的に美化活動を進める制度。1985年、アメリカでハイウェイのボランティア清掃活動として始まった。

ボランティアの団体加入と活動に関する支援



本計画では、団体のみならず、個人的に活動するボランティアも支援の対象としているわけだが、必ずしも当該活動の組織化をめざすことはしない。但し、ボランティア団体への加入が即、活動の促進につながるとは考えていないものの、同じ団体の仲間から刺激を受けて「個」の活動が活性化するということは十分に考えられることから、団体への加入を希望する者や組織

化を希望する者に対しては、最大限の支援をおこなうものとする。その際には、個人で活動するメリット、デメリット、団体で活動するメリット、デメリット双方を明確に提示できるだけの準備をしておきたい。



上図は、活動者個人の意思決定を背景に「個」での活動と「団体」での活動による「主体性」の差異を図式化したものである。

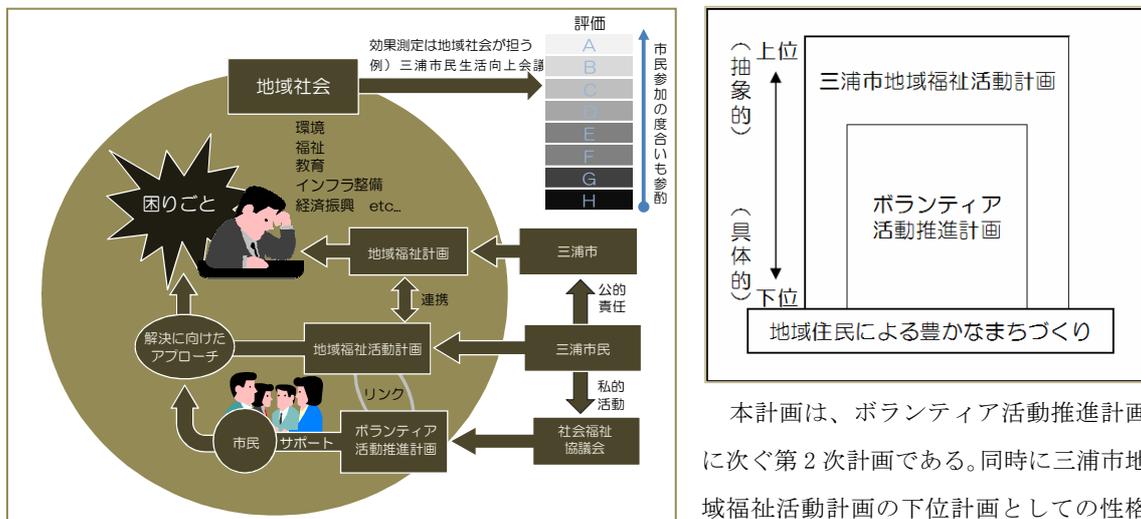
さて、仮に組織化支援をおこなった場合、左図のとおり、任意のボランティア団体として進む道と、NPOとして法人化する道がある。もちろん、その選択権は、団体の側にあるわけだが、選択要因は当該団体の使命（ミッション）によって決定されると考えられる。

ボランティア団体は、同一の志を持った個々のボランティアの集合体である。よってボランティア団体は「動機重視・自己実現型」だと言われている。一方のNPOは、個々のボランティアや会員が、何らかの社会的目的（使命）を達成するために組織化されたものである。営利を目的とせず、自らの使命を達成するために社会的利益を追求する民間の団体だ。その形態は、ボランティア団体に比べ「成果重視・課題解決型」であると言えよう。

団体の中には、趣味として、あるいは、自身のスキルアップのために活動しているところも少なくない。三浦市社会福祉協議会に登録している団体の多くもこれに該当する。こうした団体においては、組織の構成者と受益者が限定的に同一の場合は、支援の対象とはなりにくい。しかしながら、趣味的、サークル的団体にあっても、社会に目を向け、社会的利益（社会貢献活動）を求める可能性を否定できないこともまた事実である。

これらを踏まえたうえで、当該団体の主体性と使命を鑑みながら、組織化に向けた支援を実践する必要がある。

「まちづくり」という視点からみた計画



も有する（上図参照）。地域福祉活動計画は、地域住民の「生活」という視点から、その向上に向けて住民自らの活動を喚起する「住民の行動計画」としての側面もある。当然のことながら、地域社会には様々な「困りごと」が存在する。その「困りごと」を解決するために、三浦市では地域福祉計画（行政計画）を、三浦市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定している。地域福祉活動計画は、そうした「困りごと」を解決するためのアプローチや手法を示す住民の側の行動計画だ。一方、地域福祉活動計画の下位計画にあたるボランティア活動推進計画は、その「困りごと」の解決に向けて行動を起こそうという市民をサポートするための計画で、いわば地域福祉活動計画の核となる重要なプランである。

果たして、これら計画に基づいて行動し、あるいは、事業を施策化・推進した際には、それが地域社会

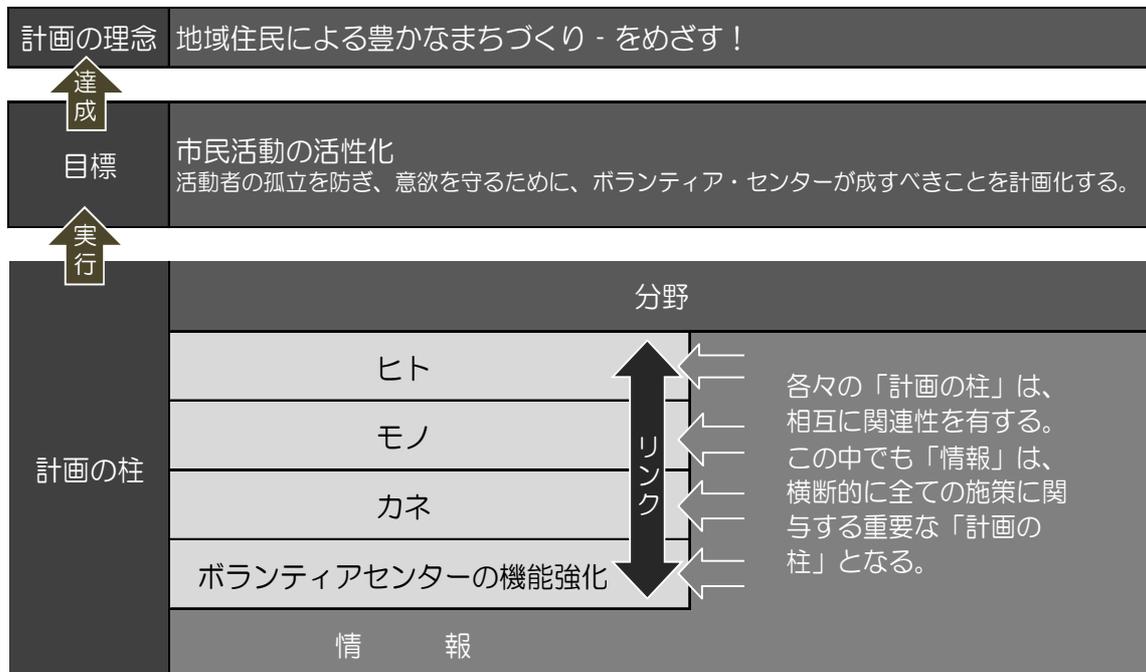
にどのような影響を及ぼしたのかを探り、評価することが求められる。その場合、その役割を担うのは市民の側であることが理想とされる。何故ならば地域福祉活動計画は、前述のとおり市民の行動計画だからである。計画の評価に際しては、市民参加の度合いも参酌してその成熟度を測る必要がある。そして、その役割を担うのが、本計画を策定している「三浦市民生活向上会議」であり、これら一連のプロセスは「まちづくり」として換言できるものと考えている。ボランティア活動ないし市民活動を支援する先に見えるものは地域住民による豊かなまちづくりに他ならない。

こうしたことから、その進行管理においては、次の3点に留意する必要があると考えた。

- (1) 三浦市地域福祉活動計画はもとより、三浦市地域福祉計画などの行政計画に積極的に関与することを通じて、市民意志を行政施策に反映させること。
- (2) 財政力の乏しい三浦市の現状に鑑み、既存の資源を有効活用（再編）するなどして市民自らがボランティア活動ないし、NPO活動を展開するよう促すこと。
- (3) 当該ボランティア・市民活動者が何らかのサービスを提供することによって「人と人との結びつき」「関係の再生」を通じて新しい「価値」を創出すること。その際には、高齢者や障害者など介護を要する人達の生活が公的に保障されていること（未整備・未開拓な領域に一時的に介入、あるいは、公的サービスの補完をすることがあっても、恒常的なサービスの供給は是としない。）を前提とする。公の責任とボランティアの役割を明確化するためである。

本計画は、主に（3）の性格を強めながら、（1）及び（2）に掲げた策定意図を付加することによって構成されるべきである。

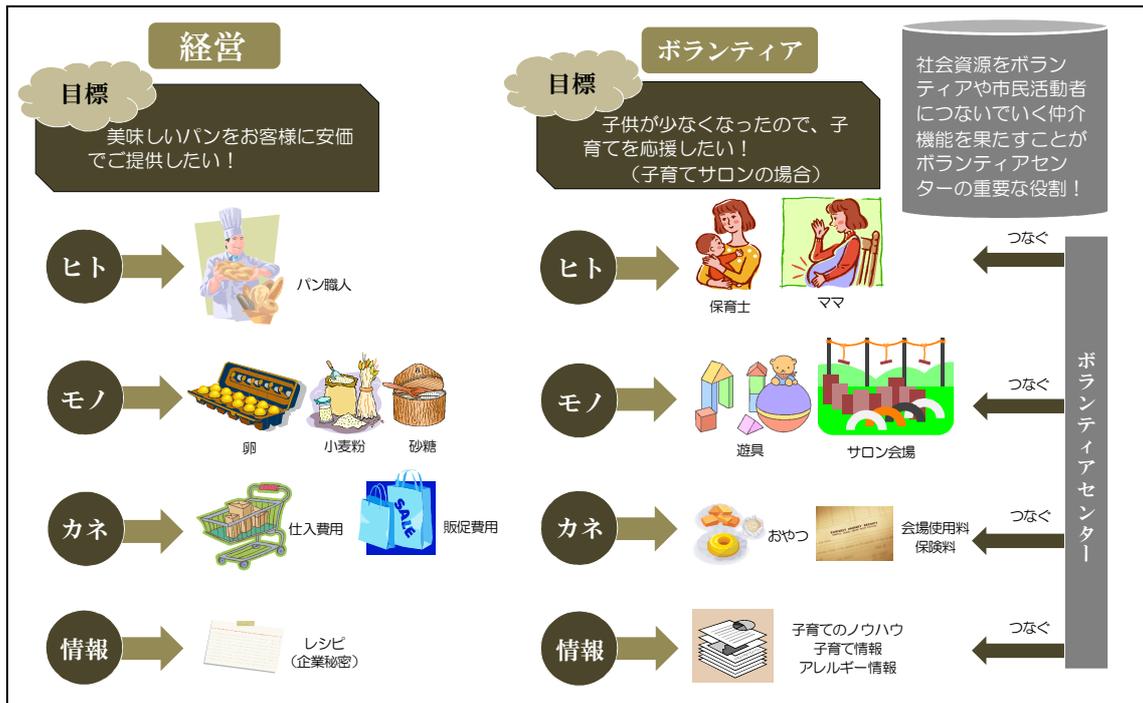
第2次ボランティア活動推進計画の構成



企業経営にとって重要な資産となる「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった社会資源は、そのまま、ボ

ランティア・市民活動の振興・促進に必要な不可欠な要素だと考えた（次頁図参照）。そして、「これらの社会資源をボランティア・市民活動者につないでいく仲介機能を果たすことが、第三者機関としてのボランティアセンターに課せられた重要な役割であると。

そこで、ボランティア（市民活動）の振興策として①ヒト（人材育成）②モノ（施設・設備、活動場所の確保）③カネ（活動資金の確保）④ボランティアセンターの機能強化—の4つの施策を計画の中心に据え、これらの施策を横断的につなぐ⑤情報（収集・発信）をもって計画を構成することにした。



事業計画

ヒト	16
モノ・場所	25
カネ	29
ボランティアセンターの機能強化	35
情報	43
第2次ボランティア活動推進計画事業計画実施表	49



ヒト

現状と課題

アンケートより

- ▼経験者の8割以上が講座の受講をきっかけに活動に結びつけている。
- ▼経験者のうち受講経験者は、三浦市ボランティア連絡協議会の会員が57%、市民が37%であった。
- ▼活動者の高齢化が著しく、青少年期から勤労世代のボランティア・市民活動への参加は少ない。経験者にとっては後進の育成は急務の課題となっている。一方で、人材育成の重要性を認識しつつも、具体的な育成策を講じている経験者は少ない。
- ▼経験者に、ボランティア・市民活動について最も得たい情報を尋ねたところ、人材育成に関する情報が47%で最も多かった。
- ▼未経験者の69%は、講座に興味を持っているが、受講したことはない。
- ▼未経験者の61%は、「きっかけがあればボランティア・市民活動に参加してみたい」と考えている。
- ▼経験者の65%が、ボランティア・市民活動を始めたきっかけを「友人・知人の誘い」と答えた。
- ▼経験者の37%が、ボランティア・市民活動をやめた理由を「忙しい・暇がない」と答えた。一方で、活動を継続している者が、多忙でないことを証明するには至っていない。
- ▼7%と少数ではあるが、経験者は三浦市に対し「児童・青少年に対するボランティア活動に関する教育」の充実を求めている。

※講座＝地域福祉に関する知識や技術の習得を目的とした講習、学習会等の総称。

※経験者・未経験者＝ボランティア活動に関する経験の有無を表す。

ボランティアコーディネーターをしていて

- ▼ボランティアセンターの機能として、幅広い社会資源とのネットワークの構築によって、アンテナを張り巡らせ、市民活動に有用な情報を収集するとともに、これを効果的に提供していかなければならない。しかし現状は、情報を受信する者の情報収集力に依存した、消極的かつ「お知らせ的」な情報の発信に終始している。
- ▼三浦市ボランティアセンターでは「知的ガイドヘルパー養成研修」や「ホームヘルパーフォローアップ研修」などを行っている。これらは、日常の社会福祉協議会活動において顕在化された生活課題を解消するためのものであって、ボランティア・市民活動に力点を置いた人材育成を目的とした講座は開催していない。
- ▼地域包括支援センターを運営することによって、地域社会における要介護者とそれを取り巻く住民との関係性が希薄化していることがわかった。自分が住む地域社会に関心を持つ住民を増やす必要がある。

- ▼同様に、地域社会の中には既存の制度では解消されないニーズがあることも明らかになった。その一例が、15歳以下の肢体不自由児の入浴に関する問題である。財政力の乏しい三浦市では、公的なサービスを設けて、これに対応することはできない。
- ▼三浦市ボランティア連絡協議会の所属者は、講座の受講率が高く、受講が実際の活動に結び付いている。この有用な講座を、市民にも開かれた講座にしたい。
- ▼市内各所で様々な機関・団体が、ボランティア・市民活動に関する講座を開催しているが、それが実際の活動にどの程度結びついているのか、成果が不明確である。
- ▼従来の受講型の講座から、気軽に体験できる体験型講座を増やしていく必要がある。
- ▼みうら市民まつりにおいて、三浦市ボランティア連絡協議会と三浦市ボランティアセンターが合同で設けているブース（ふくし探検ツアー）は、市民が活動者と直接ふれあう機会であると同時に、ボランティア団体とボランティアコーディネーターが交流する数少ない機会ともなっている。ただし、総体的に参加者は少ない。
- ▼教育委員会を通じて、学校における福祉教育の講義及び講師の調整依頼を受ける。しかし、多くの学校が、前年度のカリキュラムを踏襲する傾向にあり、福祉教育を通じて子ども達に何を学ばせようとしているのか、その意図が伝わってこない。また、継続性にも欠く。
- ▼アンケートによると、回答者の37%が、活動をやめる理由を「忙しい・暇がない」とした。しかしながら、多忙の中時間を捻出して活動を継続している者もいよう。活動への目的意識や義務感、満足感などの思いの強さが、活動を続けるか否かを分かつのではないか。
- ▼三浦市ボランティアセンターを運営する三浦市社会福祉協議会職員の、ボランティア・市民活動に対する意識が低い。ボランティア・市民活動を始めようとする者がそのきっかけとして関わられるような事業をいくつか持ちながらも、その優位性（相談者の見守り・アフターフォロー、相談から活動までの即時性）を発揮できていない。

委員の意見より

- ▼受講者のステップアップを目途に各種講座をより効果的に開催するため、主催者は、他機関との連携を深めながら計画的にこれを開催する必要がある。その場合、同種の講座に関しては、互換性を持たせるなどの工夫が必要なのではないか。
- ▼活動者がモチベーションを維持（達成感・満足度の向上）できるような働きかけが必要だと思う。自分たちの活動がネットで公開されたりしたら嬉しいのではないだろうか。
- ▼個々の活動を結びつけることによって、ボランティア・市民活動が“仲間づくり”の場になるような気がする。
- ▼かつて活動していた「ボランティア・ビューロー」のような“核”となる組織が必要だと思う。
- ▼姉妹都市、ウォーナンブールにホームステイした者で組織するOB会等にアプローチしたらどうか。個別的なアプローチで、核となる人材を養成する必要があると思う。
- ▼講座と講座を結びつけることによって、横断的な人材養成が可能となるのではないか。
- ▼若年層育成の支援が必要。

- ▼福祉教育について。すぐさま学んだことがボランティア・市民活動の実施に繋がるとは限らないが、生徒の中には何かが残っていることは確かであり、無駄にはならない。
- ▼アンケートの結果によると、経験者の多くが、友人・知人の誘いによって活動に参加していることがわかる。こちらから「仕掛け」たり、あるいは、あえて興味を引くように情報をカスタマイズして提供することが求められるように思う。
- ▼「わいわいキャベツっ子」のようにボランティアが主体となって、実施しているイベントもある。本来であれば、普通級の子供にも参加してもらいたいが、実現していない。案内は出しているのだが…。同様に中高生ボランティアの参加も少ない。残念なことに市内中高生の参加が見込めないで、市外の中高生に呼びかけている。

目標

- 活動者の“意欲を応援”する。
- 社協活動を通じて把握した“生活課題”を地域社会にフィードバックし、その解決に向けて活動しようという当該住民の増を図る。
- ボランティア・市民活動を積極的（多様な広報媒体を通じて）に顕彰する。
- ボランティア・市民活動の間口を広げ（敷居を低くし）、これに参加しやすい環境を整備する。
- “仲間づくり”という視点で、個々の活動をつないでいく。
- ボランティア・市民活動を行っている者が、これを継続できるようなアフターフォローの仕組みを構築する。
- 最終的には、ボランティア自身がボランティアを養成するような社会をめざす。

施策

I 人材育成～ボランティア・市民活動団体自身による人材育成の支援

具体的対策

1. 地域課題（制度の隙間等への対応）に基づいた講座の開催

- ①福祉啓発講座（市民公開講座）の開催（不特定多数の市民を対象）
- ②個別課題を解決するために（マンパワーの確保を意図して）開催する人材養成講座の開催
- ③ボランティア・市民活動者が実践的な学びから、新たな施策を創出するための政策提言・ソーシャルアクションを支援する。

【取り組み例】

三浦市社会福祉協議会では、15歳以下の肢体不自由児のうち、HUGくみの利用者を対象に、オプションサービスとして、入浴サービスを実施している。15歳以下の当該児童を救済する制度がないからだ（地域福祉センターの特殊浴槽を利用して、座位保持のできない肢体不自由児の入浴を施行している。）。



地域社会の中には同様のニーズを抱える当該児童もいよう。しかしながら、こうしたニーズに三浦市社会福祉協議会だけで応えていくことは困難である。今後、この取り組みに賛同する施設を募り、市民の力で解決する気運を高めていきたい。実際に、施設機能の開放に賛同してくれる法人も現れ、また、三浦市ボランティア連絡協議会にも協力を仰いでいる。その背景にあるのは、三浦市の深刻な財政難である。市単事業の施策化が事実上困難だからである。行政には手を出せない領域であっても、当該ニーズを看過することなく、この街に住んでいてよかったと思えるようにするためには、住民自らが「私達にもできることがある」という思いで地域社会に潜在化する生活課題と対峙する必要がある。そこで、次年度に向けては肢体不自由児入浴介護セミナーを開催する予定である。

④ 地域の見守り活動の促進（見守りボランティア育成講座の開催・人材登録制度の創設）

【取り組み例】

日中独居となる要介護高齢者の話し相手になって欲しいという相談が増えている。こうしたニーズは既存制度の枠組みの中では解消できない場合が多い。市内の地域包括支援センターでは、認知症サポーター講習を実施しているが、それが実動に繋がっているかは定かではない。そこで、受講者を中心に、具体的な活動に結びつけるためのバックアップ体制の強化や、フォローの仕組みを構築していく意向である。

⑤ 受講者のニーズに応じたステップアップ講座の開催

これまで

バラバラで非効率的であった従来の研修体系			
機関・団体	平成22年度	平成23年度	平成24年度
三浦市役所	●		
三崎保健福祉事務所			●
三浦市社会福祉協議会	●		

↓

これから

関係機関が連携することによるステップアップモデル			
機関・団体	平成25年度	平成26年度	平成27年度
三浦市役所			●
三崎保健福祉事務所		●	
三浦市社会福祉協議会	●		

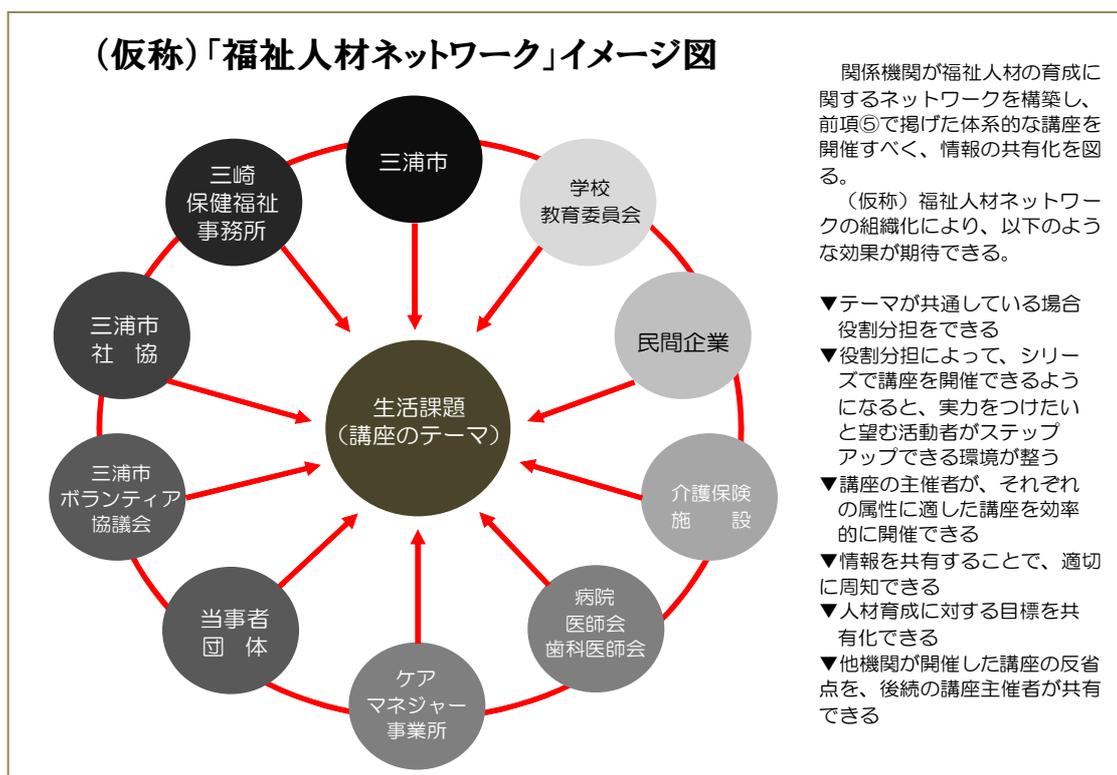
ステップアップ

これまで、似たような講座を様々な機関がバラバラに開催していた。

しかし、各機関が連携し、受講者の知識が深まるようなプログラムに基づいて講座を開催することによって、各種講座の体系化と効率化、そして受講者のステップアップを可能とする。

講座主催者が相互に協働によって「多領域の市民活動の連携による社会変動の可能性」を広げ、またその信頼を高めていくことを目的とする。

⑥ (仮称) 「福祉人材ネットワーク」の組織化による体系的な人材育成システムの確立



⑦各世代に合った講座の開催

- a. 学校における福祉教育の支援
- b. 教員向け福祉教育講座の開催
- c. 前項1及び2を实践するための教育委員会との連携強化
- d. 勤労世代に向けた余暇活動としての市民活動への参加の促進
- e. 団塊の世代に向けた講座の開催

⑧人材育成に関する情報の収集発信 (具体策は「情報」の項に掲載)

2. ボランティア・市民活動団体が開催する講座への支援

- ①場所の提供
- ②助成金交付
- ③情報発信支援
- ④共催、後援
- ⑤講師の紹介
- ⑥相談・コーディネート機能の強化
- ⑦三浦市ボランティア連絡協議会 (所属団体) が開催する講座の支援

【取り組み例】

三浦市ボランティア連絡協議会との連携を強化し、同協議会が主体的に開催する各種講座を側面的に支援する。その場合、会員相互の研鑽に止まらず、地域貢献を意図した公開講座の開催をめざす。

3. その他各機関が開催する講座への支援

(1) 情報発信

- ① 掲示、ホームページ、広報紙「社協みうら」での情報発信。
- ② 必要に応じて、三浦市社会福祉協議会登録団体・個人に周知する。

(2) コーディネート

- ① 市役所、民間企業等が開催するにふさわしい講座のテーマが確認できた場合は、それぞれの機関にその実施を提案していく。
- ② 他機関が開催した講座の反省点を、後続の講座主催者が共有できるような仕組みをつくる。

II 活動の足掛かりとなるような支援

具体的対策

1. 体験型イベントの開催

(1) ふくし探検ツアーの共催

【取り組み例】

三浦市ボランティア連絡協議会とボランティアセンターが共催する「ふくし探検ツアー」は、みうら市民まつりに出展しているボランティア・市民活動団体等のブースを、「三浦市の福祉」として案内するツアーである。事前準備やスタッフの配置に至るまで、三浦市ボランティア連絡協議会が担っている。これからは、①「ふくし探検ツアー」を通じて参加者が抱いたボランティア・市民活動に対する興味を、実際の活動に結びつくようなコーディネートをする。②集客率を高めるための提案等、側面的な支援をする。



(2) 体験型イベントの開催と開催支援

- ① 多様な領域を体験できる包括的な「選択的活動プログラム」を設けるとともに②その体験を通して、潜在する「生活課題」が多様な要因によって形成される総合性と自身の当事者性を実感するための「追想プログラム（活動のふりかえり）」を用意する。

2. ホームページの整備

(1) 活動の追体験ページ

- ① ボランティア・市民活動者の日頃の活動を、専用ホームページに動画や体験談等を掲載する。
- ② 未経験者・初心者用のホームページの作成

【取り組み例】

人気テレビ番組「はじめてのおつかい」を参考に、未経験者の活動初体験の様子をドキュメント風に記録し、これを体験談とともに公開する。

(2) 活動のきっかけとなるような課題発信のページ

- ①地域の課題を当該住民にフィードバックし、地域社会の中に政策論争を巻き起こすような戦略的な“仕掛け”情報を発信する。(具体策は「情報」の項に掲載)
- ②SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等、相互に情報が共有できるようなページを整備する。(具体策は「情報」の項に掲載)

3. 青少年への教育

(1) わいわいキャベツっ子の支援

【取り組み例】

現在夏休み期間に実行委員会形式で実施している「わいわいキャベツっ子」(障害児の余暇支援)には、高校生の参画もある。当該学生にとっては、よい経験となっているようだ。今後は、企画の初期段階から学生の参画を得て、主体性を持って活動に参加してもらえるような体制を整備したい。



(2) 福祉教育の実施

①児童生徒の想像力を喚起する福祉教育の実施と支援

知識や断片的な情報というものをただ頭の中で理解するような伝統的な教育スタイルとは異なり、具体的なアクションに参加しながら学習・成長を促すプログラムを提案してく。

②講師の調整

【取り組み例】

講師の調整に関しては、市内の活動団体を中心に調整を行っていく。その際には、なるだけ当該団体の意思や手法を尊重し、側面的な支援を心がける。一方で、ボランティア・市民活動において最も大切な、地域課題への“気づき”とその解決に向けて主体的に参加する“自発性”を育むような講義が行われているとは言い難い。そこで、幼少期からボランティア・市民活動に対する理解が深まるようなカリキュラムの提案も行っていく。

③教員向け福祉教育ガイダンスの開催

【取り組み例】

年度当初に、総合学習に携わる教員に呼びかけ、福祉教育に関するガイダンスを開催する。講師の調整や、実施例などを説明し、福祉教育の実施にあたり必要な情報を伝える。

4. 勤労世代への支援

- (1) ホームページ、社協みうら、プレス等の広報媒体を通じて、勤労世代の活動者の情報を発信
- (2) 余暇を利用したボランティア・市民活動の促進

- ①土・日・祝日に参加できるボランティア・市民活動の情報を発信する。
- (3) 市内民間企業を対象としたボランティア・市民活動の情報発信

5. “仲間づくり”としてのボランティア活動の推進

- ①自発的行為の組織化戦略として、三浦市社会福祉協議会等が開催する講座のアフターフォローを徹底

【取り組み例】

平成元年に組織化された「こだま会」は、三浦市社会福祉協議会が主催した「介助ボランティア体験学習」の第1期受講生によって組織化されたグループである。このように講座等の機会を媒介して、仲間づくりを推進することも一つの方策である。

現行、散見される講座の“やりっぱなし”をなくし、アフターフォローの場を増やしていきたい。但し強要は厳禁。



※このことについては「ボランティアの団体加入と活動に関する支援」の項でも述べたとおり、積極的に施策を設けてこれを推進するというよりも、ボランティアコーディネーターがその業務を全うする中で仲間づくりを“意識”したり、講座を開催する中でこれを“意図”するなど側面的な支援が中心になると考えられる。

- ②求めに応じてNPO法人化等の組織化を支援

6. 趣味や技能を活かしたボランティア・市民活動の推進

- ①趣味や就労等を通じて得た技能をボランティア・市民活動に活かせるよう促進

【取り組み例】

神奈川総合リハビリテーションセンター七沢学園 青木一男氏より、鉄道の趣味が高じてボランティア活動に繋がった事例を紹介された。小田急電鉄の元職員がボランティアとしてガイドヘルプに携わっている事例だ。活動は、障害児とロマンスカーに同乗するというもの。ただ単に同乗するだけではなく、行きと帰りとは異なる種類のロマンスカーに乗れるようにするなど、企画そのものも当該ボランティアが担っている。これは、鉄道が好きで、詳しいからこそできる「鉄道好きのため」の支援である。自分の趣味を楽しむことが、結果的に障害児の余暇活動に繋がる。既存の支援や事業では得られない、新たな人間的交流も生まれよう。このように、個人が持つ趣味や技能も地域社会にとって大切な社会資源となるのである。ボランティアコーディネーターには、どのように社会資源を捉えるかが問われてくる。

7. ボランティア・市民活動を顕彰する仕組みづくり

- ①三浦市社会福祉協議会のホームページに活発に活動しているボランティア・市民団体の活動状況などを動画に収めて公開していく。

- ②活発に活動しているボランティア・市民団体の活動状況を報道機関に紹介する。
- ③活発に活動しているボランティア・市民団体の活動状況を「社協みうら」などの広報誌に掲載する。
- ④ボランティア・市民活動に特化した表彰制度を設ける。

8. 市民の政策提言を受け止める制度の整備と市民への権限委譲

- ①行政施策上の計画づくり・事業における市民参加の場・仕組み・プロセスの設定・選択に関する市民による提案を行政施策等に活用する制度の整備を求める。
- ②市民の政策提言を受けとめ、客観的判断を可能とする機関の設置を求める。
- ③場合によっては、意思決定の権限も市民へ委譲することが求められる。その際には、権限委譲の範囲や意思決定できる内容の範囲を明確にする必要があることから、地域住民が担うことによって、より地域の発展に繋がるものについては、必要な財源も行政から地域へ移譲するよう求める。

【取り組み例】

相模原市や北九州市等では、違反広告物簡易除却市民ボランティア制度を設けている。これは、都道府県土木事務所にあった簡易除却の権限が、基礎自治体に委譲したことによって実現した市民協働策である。手続きの処理期間の短縮や簡素化に併せて、住民から評価されたのは、希望する市民ボランティアに対し、簡易除却を委任し、実際に除却活動を協働したことにある。これによって、屋外広告物に対する住民の意識が以前よりも高まった市町村もあるという。こうした実例の功罪を検証し、地域の発展につながるものについては、権限の移譲も含めて地域住民との協働体制を確立する。

9. 障害者・高齢者のピア活動を支援

- ①障害者や高齢者が実践するピア活動についても側面的な支援を実践する。障害者や高齢者が共に問題を解決する過程の中で、支えあい、学び合う“自己実現”の機会を意図的に設けていく。

【取り組み例】

三浦市聴覚障害者協会では、手話通訳士の増員を目標に日々活動している。同通訳士の増員は、聴覚障害者の情報保障にも繋がる重要な案件だ。現在では、総合学習への協力ということで「福祉教育」にも携わっている。ピュアな子供たちに手話や聴覚障害者の日々の生活を伝える作業はとても楽しいという。また、手話サークルと連携することによって“友達”も増えたそうだ。日々の活動が“仲間づくり”に寄与した好例である。



10. 三浦市社会福祉協議会内でのボランティアの受け入れ態勢の整備

- ①「住民の福祉活動への参加の促進」は、“社協マン”に課せられた使命である。それぞれの職員は、従事する事業を運営するにおいて、このことを念頭に置き、その職責を全うしなければならない。当該職員は、常時ボランティアの受け入れ態勢を整え、ボランティアセンターはその情報の共有化に努める。

モノ(場所)

現状と課題

アンケートより

▼活動する上で最も必要な「モノ(場所)」について、経験者の82%が「身近な活動場所」を必要としていた。

▼活動場所使用料の支払意思額は、経験者は335円、ボラ協の会員は194円であった。

【解説】

1. 状態を説明する



2. 支払意思額を尋ねる



支払意思額とは、仮想市場法（CVM=Contingent Valuation Method）という環境アセスメントの手法において用いられる用語である。環境を守るために支払っても構わない金額（支払意思金額）を尋ねることによって、環境の持っている価値を金額として評価するものだ。したがって、ここで便宜的に使用している「支払意思額」とは、いささか異なる。施設の持つ機能の如何によっては「支払意思額」が変わってくる可能性があるからだ。今般のアンケートにおいて我々は、その前提条件を一にすることをしなかった。故に、正確な支払意思額を算出したとは言い難い。ユーティリティの向上によって、支払意思額の増額も見込めるからである。

ボランティアコーディネーターをしていて

▼「身近な活動場所が欲しい」というニーズの背景にあるのは、集まりやすさや気軽さといった利便性だけなのだろうか。活動内容によっては、立地や付帯設備（機能）の有無がその必須条件となることもあるのではないかな。

▼アンケートの結果から、経験者とボラ協の会員とでは、支払意思額に差異が生じている。当然のことながら、活動頻度が高まれば、会場使用料に対する負担感も増す。経験者に比べ、ボラ協会会員の方が活動を頻回に行っている結果生じた差異なのかもしれない。

▼活動場所に関する情報が不足しているのではないかな。

委員の意見より

▼活動場所については、活動の内容に左右されるところもあるので、一概に公的施設が増えれば良いという訳ではない。

▼（活動者として）今現在使っている施設はあるが、利用手続きが面倒であったり、使用料が高く負担に感じることがある。

▼（NPO 法人を運営する立場から）活動場所の確保には苦勞した。活動内容によっては、誤解や偏見もあり、地域社会に受け入れられるのにも時間がかかる。まずは、活動を知ってもらうことが第一だ。そういったときにサポートしてくれる体制があればありがたかった。

目標

- 身近な活動場所を確保する。
- 主体的に活動場所を探そうとする者への支援策を講ずる。

施策

I 主体的に活動場所を探そうとする者への側面的な支援

具体的対策

1. 活動に合った活動場所を探す支援

①先進事例の把握と提案

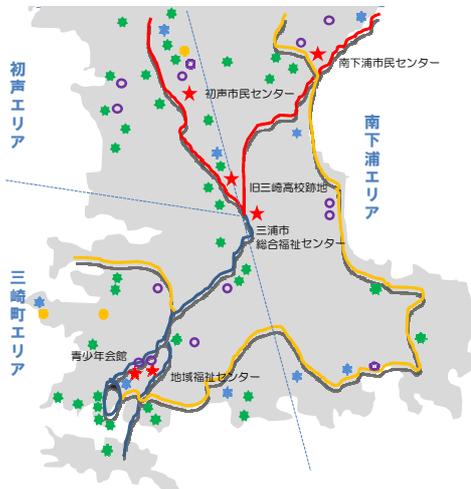
【取り組み例】

市内には、自ら活動場所を確保して活動している団体もある。一人暮らし高齢者に配食サービスを行っている団体「みどり会」がそれで、地域内にある小学校の家庭科室を使用している。みどり会にとって、身近な地域にある学校の家庭科室を使用することは、ある意味で必然であった。こうした事例を基に、当該活動に合った場所・付帯設備の確保について既存施設の有効活用という観点から様々な提案を行っていく。



2. 地域の「活動場所」マップ

①自治会館・児童館等の公的施設や、福祉施設等のマップを作成し、ホームページと紙媒体で周知する。下図はその参考例。



場の機能		全市	地域	備考
会議室等	会議室	◎		全市100人程度
	(研修室)		◎	地域10人程度
団体交流	作業室	○	◎	印刷など
	フリースペース	○	◎	
情報提供	(静的情報□)			
	情報コーナー	◎	○	インターネット
	図書コーナー	○	◎	図書館の利用
	(動的情報■)			
	争点情報	○	◎	イベント含む
人材育成 団体育成	相談、研修	◎	○	ボランティアセンター
	ネットワーク、資金支援			(中間支援組織)としての機能
	備品貸出	○	◎	OHP・マイク等
各団体事務所機能				
◎主機能 ○補助機能				
□静的情報=お知らせの情報				
■動的情報=議論のきっかけになるような主観的な情報。問題提起や政策提案など市民意識を高め市民活動の活力を生み出すような情報。				
★全市の拠点としての機能が期待される施設。				
既に上記の機能を持っているのは、三浦市総合福祉センターのみ。				
★児童会館				
★自治会館(区民会館)				
★社会福祉施設				
○学校 (平成24年11月30日現在)				

②市民活動の拠点となる「場」の確保にあたっては、機能面と地域性から前頁下段の図にもあるとおり、全市的な拠点と身近な地域における拠点の確保をめざす。

- ・情報の共有化を中心に領域を超えて団体間がネットワークを構築するために必要な人材育成や活動支援をおこなうための「全市的な活動拠点」。例) 三浦市総合福祉センター。
- ・日常の打ち合わせや作業を中心に、より地域に密着した身近な「地域拠点」

それぞれの拠点毎に付帯すべき機能も異なる。また、地域の拠点に関しては、ボランティア・市民活動団体自らが確保し、これを管理・運営していくことが望ましい。

なお、マップに掲載するのは、精査した情報ではなく、敢えて「素」の情報を提供することによって、活動者自身が地域社会に向けてアクションをおこすための「きっかけ」としたい。交渉の際に巻き起こる議論は、地域住民による地域福祉推進の機会となるからである。当該住民にとって、自分達の住んでいる地域社会を見つめ直すプロセスは、住民同士の繋がりを再構築する手立てとなるからだ。

3. (仮称) ボランティア活動実績照会票の活用

① (仮称) ボランティア・市民活動団体身元保証システムの整備

【取り組み例】

社会的に認知度の低い活動や誤解や偏見を払拭できないでいる活動団体が、主体的に活動場所を確保するための支援策として、(仮称) ボランティア・市民活動団体身元保証システムの整備をめざす。

② 住民懇談会の開催支援

【取り組み例】

誤解や偏見のある領域で活動しようというボランティア・市民活動団体が、その払拭に向けて住民説明会や懇談会を開催する際には、ゲストスピーチとしての姿勢を崩すことなく、公平・客観的な立場からその有効性を論証する。ただし、その活動が広く公共の福祉に資する場合に限る。

4. 公共施設利用料の減免措置

① 公的施設利用料に関する減免のルールづくりを求める。

② 三浦市には、行政目的に合うボランティア・市民活動団体が実施する講座・イベント等について、共催・後援名義の使用を承認し、会場使用料の免除に努めるよう求める。

Ⅱ 三浦市総合福祉センターの余裕スペースと付帯設備の貸し出しと周知

具体的対策

1. 三浦市社会福祉協議会におけるモノ（場所）の貸し出し

①三浦市社会福祉協議会活動に支障のない範囲において、三浦市総合福祉センターの会議室等を市民に開放する。そのためのルールを定める。

【取り組み例】

三浦市総合福祉センターの設備は次のとおり。

- ①自由に使えるパソコンの設置
- ②ロッカーのレンタル（契約者用）
- ③フリー・スペース
- ④大・小会議室の無料貸出
- ⑤録音ルーム
- ⑥図書・情報コーナーの設置
- ⑦印刷機
- ⑧備品



②ボランティア・市民活動に必要な備品・設備に関するニーズの把握

【取り組み例】

定期的に、ボランティア・市民活動団体に対し、アンケート調査を行うなどして、当該活動において必要な備品や設備に対する需要を把握する。



三浦市総合福祉センターの入口には、三浦市ボランティアセンターの案内表示が掲げられている。この場所が地域のボランティアセンターであることを分かりやすく示すための工夫である。

カネ

現状と課題

アンケートより

▼経験者と未経験者の間に「無償性」を求めようとするその考え方に差異はなかった。ボランティア＝無償の活動というステレオタイプの固定観念を拭い去ることは難しいのかもしれない。一方、未経験者で有償ボランティアを希望する者が全体の8%に止まったのに対し、経験者の30%は、受益者負担の必要性を感じている。活動の実践を通じて、自身の活動に金銭的価値を見い出すということか。

ボランティアコーディネーターをしていて

▼三浦市社会福祉協議会におけるボランティア団体等への活動費助成事業は、審査方法と助成結果等の情報開示が不十分である。配分金には市の補助金も含まれるため、市民に向け配分の根拠や実施した成果を明確に示す必要がある。

▼前項に掲げた活動費の配分は、ボランティアセンター運営委員会で審査・決定される。しかしながらその実態は、事務局案を承認するための委員会となっており、形骸化を指摘する声もある。

▼構成員の高齢化等による活動の縮小や休止を理由に、申請団体は減りつつある。また、新規の申請がないのは、当該助成の認知度に起因すると考えられる。とはいえ、今後申請団体が増加すると、より配分に苦慮することになる。

▼ボランティアセンターの前身である「善意銀行」は、市民からの浄財を受配する機能を持っていた。こうした歴史的経過から、ボランティアセンターでは助成配分事業を担っている。一方、三浦市でも、その組織に「協働推進課」を設置するなどして、ボランティア・市民活動団体との協働体制を敷いてきた。また、「三浦市ボランティア連絡協議会」が組織されて20年が経過する。こうした中、ボランティアセンターが配分事業を担うことの是非について再検証し、引き続きその役割を担うのであれば、前述の関係機関・団体間でコンセンサスを得る必要があるのではないか。

▼『市民活動団体の資金調達には、「活動や事業のための資金を集める」という意味合いに加えて、寄付をきっかけに団体の会員になる、助成金を受けて実施した事業が新たな事業につながるなどの可能性も含まれています。つまり資金調達は、団体を育て、自分たちの活動をより広く社会につなげていくための好機ともなりえるのです。』（横浜市市民活動支援センターホームページ「NPOを元気にする課題解決ノウハウバンク困ったときの現場の知恵袋」より抜粋）

この「好機」を損なわないよう、過介入を防ぎたい。

委員の意見より

▼（現在部会内にて話し合いを進めている活動助成について。）助成方法を見直すことで、助成が受けにくくなる団体があつては困る。

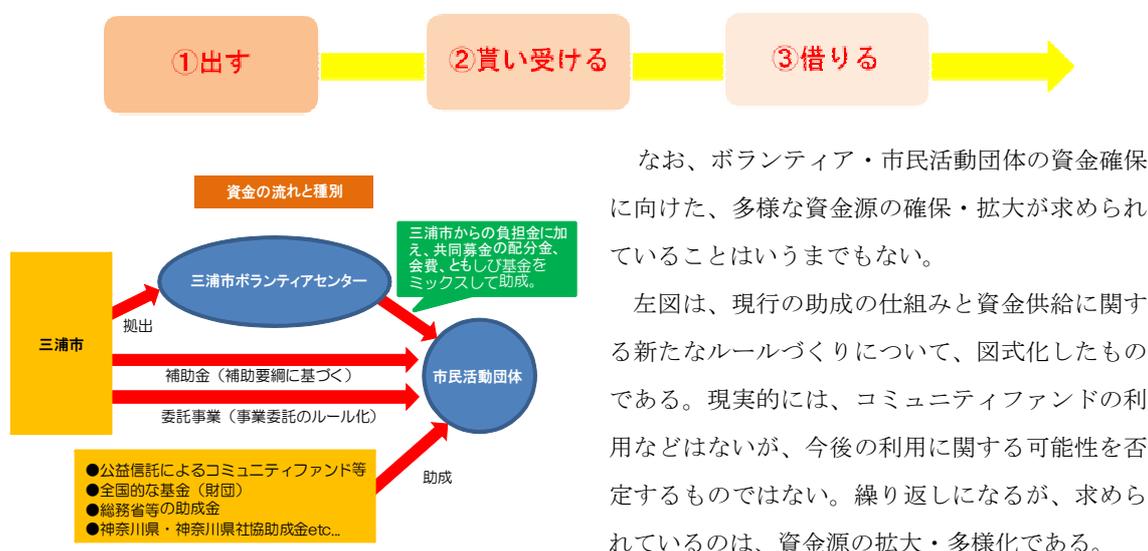
▼活動者の立場としては、助成手続きにおいて負担が増えるのは避けたい。しかし、納税者の立場からすると、公金の使途についてその詳細が知りたくなるのは当然のことである。

目標

- 多様な資金源の確保と、受益の仕組みづくりを支援する。
- 公費助成の仕組みづくりを促進する。

ボランティア・市民活動における資金調達の方

ボランティア・市民活動における資金調達スキームは大別して、以下の3つに集約できるものと考えられる。



なお、ボランティア・市民活動団体の資金確保に向けた、多様な資金源の確保・拡大が求められていることはいうまでもない。

左図は、現行の助成の仕組みと資金供給に関する新たなルールづくりについて、図式化したものである。現実的には、コミュニティファンドの利用などはないが、今後の利用に関する可能性を否定するものではない。繰り返しになるが、求められているのは、資金源の拡大・多様化である。

①資本(エクイティ)は自前で資金を用意(出資)する。

資金需要のすべてをデット(負債)で調達することは困難である。とはいえ、不確実性が高く、収益が見込みにくい事業において自己資金(エクイティ(注1))を調達することは更に困難だといえよう。認知度の低いボランティア・市民活動においては、その信用度から外部資金にも頼れない状況にある。

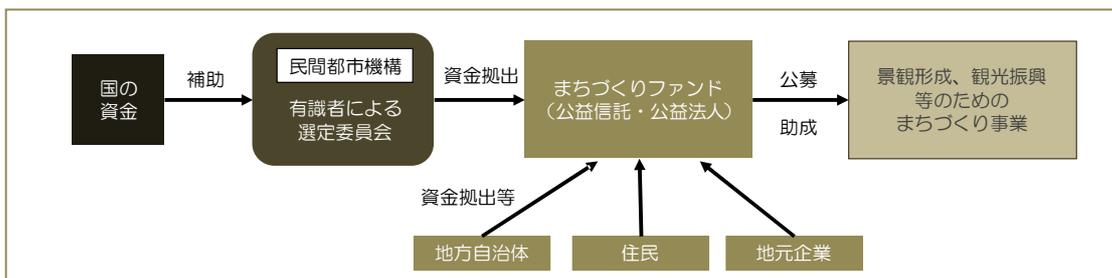
株式会社以外の法人では、例えば擬似私募債(注2)などにより事業の関係者から資金を調達するという方法もあるが、任意団体においては、自己資金=会費という財源構成で活動をしている団体が大半であることから、資金調達は一層困難な状況にあることが予想される。しかしながら、ボランティア・市民活動団体が自らの主体性を堅持するにおいて、活動における基本的な財源を自前で用意するというのは、活動資金調達の原則ではないだろうか。

注1=資産から負債を差し引いた正味資産(自己資本・純資産)のこと。企業や顧客に製品やサービスによって提供される価値の増減の源であるブランドの資産(アセット)と負債の差し引き合計。株式等により調達された返済義務のない資金。

注2=少数私募債は、株式会社しか発行ができない。しかし、有限会社や個人事業主でも直接金融による資金調達を行える方法として擬似私募債がある。擬似私募債は、私募債に準じて発行する、利息制限法・出資法等の関係法令及び各種業法をクリアした民法上の証拠証券、すなわち、金銭消費貸借契約の証書にあたる。株式会社しか発行できない少数私募債に比べ、擬似私募債は、まさにコミュニティビジネスのようなNPO法人や法人格が無い場合でも可能。

②補助金（助成金）の活用

地域への資金投入は行政の補助金・助成金で賄うという時代から、これに民間資本をミックスする方向へと変化しつつあるようだ。長引く景気の低迷は確実に地方自治体の体力を奪っている。この三浦市においても、旧態依然とした補助・助成の仕組みが、限界を迎えていることは確実で、地域への投資について「民」とリスクを配分することが求められている。三浦市のように需要が少なく採算性の低い地方都市では、ボランティア市民活動との協働・支援は、「まちづくりの核の形成（ヒトづくり）」という意味において益々重要性が増すことだろう。



三浦市のみならず、厳しい財務状況にある地方自治体にあつて、俄かに注目を集めているのが、「住民参加型まちづくりファンド」である。「住民参加型まちづくりファンド支援業務」とは、資金を地縁により調達し、住民等によるまちづくり事業の助成等を行う「まちづくりファンド」に対し、民間都市開発推進機構が資金拠出による支援を行い、住民参加型まちづくりの推進を図る業務である。

地域のまちづくりのため、地方都市に滞留している資金を地縁により調達し、まちづくり活動への助成等の支援をおこなう公益信託、公益法人（財団法人、社団法人）＝「住民参加型まちづくりファンド」に対して資金を拠出するというものである（上図参照）。

③不足部分は、負債（デット^{注3}）としてNPOバンクを含む地域金融機関等の融資を受ける。



収益性が低く、また、採算に乗りにくい事業においては、当該者の担保能力が脆弱だと、既存の金融機関から融資を受けることは困難を極める。

そこで、市民の出資金を集めて、地域の課題解決に取り組むボランティア・市民団体に融資していく市民金融の仕組み「非営利バンク（NPOバンク）」が全国各地で生まれている。

環境や福祉などに関心を持つ市民から出資金を集め、NPO活動やコミュニティビジネスに融資し、社会的課題の解決のために市民のカネを有効に循環させるのがNPOバンクの役割である。運営形態としては、組合を設立して貸金業の許可を取得

し、市民が組合員となって、1口数万円単位の出資を行い、それを原資として融資するというものである。

注3＝デットとは、借入金・社債等により調達された返済義務のある資金のこと。

【ファンドの2類型】

1 金融型のファンド

- ・民間金融機関、公的金融機関などいわゆる市中の金融機関からの出資
- ・公的金融機関のファンドとして民間都市開発機構のまち再生出資業務など

2 寄付型のファンド＝市民ファンド、コミュニティファンド

- ・事業者が、自己資金や金融機関の融資等、従来の起業資金の調達方法のみに頼るのではなく、住民や地域の法人から広く資金を集める手法。
- ・住民の出資による資金を担保に、金融機関の融資を受けることも可能。
市民ファンド、コミュニティファンドとは、地域の活性化やまちづくりを目的として地域住民や地元企業などから寄付金を募り、住民グループなどの活動や事業などを助成するものである。
- ・寄付金は信託銀行に委託され、多くの場合、基金の運用益を助成資金に充てている
- ・まちづくりファンドとしては、東京都世田谷区「世田谷まちづくりファンド」、京都まちづくりセンターの「京町家まちづくりファンド」、高知市まちづくりファンド、栃木市市民協働まちづくりファンドなどが代表的な例である。
- ・国による市民ファンド、コミュニティファンドの支援として、「住民参加型まちづくりファンド：国土交通省」が用意されている。

【取り組み例】

市民社会の新しい価値を創造し、さまざまな社会課題を解決するため、市民が主体となって運営し、市民から寄付を集め、市民活動に助成を行う「市民ファンド」が10年以上前より、全国各地で設立されるようになった。市民ファンドは、市民活動に助成を行う財団、行政、企業に比べ、その数は少なく、資金量も微かであるが、市民自らが、大切に思う価値を守り、市民活動や市民運動を育み、新しい公共を創造する社会的な仕組みとして、今後ますます重要になってきている。

・ボランティア・市民活動支援総合基金『ゆめ応援ファンド』

ゆめ応援ファンド（事業名:ボランティア・市民活動支援総合基金）は、東京都内におけるボランティア・市民活動の開発・発展を通じて市民社会の創造をめざすために、地域住民や住民団体のボランティア・市民活動に対して必要な資金の助成を行うための基金である。

1 助成先

- (1) ボランティア・市民活動団体
- (2) ボランティア・市民活動を推進している民間非営利団体

2 助成内容

下記(1)から(6)のいずれかの事業で、翌年度（4月1日から翌3月31日の間）に実施または購入するものを助成の対象とする。

ただし、(5)についてのみ翌年度から3年間までの継続的な事業について助成の申請ができる（＝継続助成）。

- (1) 学習会・研修会の開催
- (2) 調査・研究の実施
- (3) 器具・器材の開発・購入
- (4) 活動にかかわる市民への啓発の実施
- (5) ボランティア・市民活動団体による先駆的・モデル的活動
- (6) その他

施策

I 多様な受益のあり方の尊重

具体的対策

1. ファンドレイジングの支援

- ①ファンドレイジングとは、民間非営利団体が、活動資金を個人・法人・政府等から集める行為の総称である。当該団体がその適性に合った資金調達的手法を選択できるよう、ファンドレイジングの事例集をつくり、ホームページや紙媒体で閲覧できるようにする。

【取り組み例】

ここでは、多様なファンドレイジングを例示する。

- ①募金
- ②会費・賛助会費
- ③事業費収入（バザー・生産物・発行物売り上げなど）
- ④マンスリーサポーター（月々の引き落としによる寄付）
- ⑤オンライン・サイトを通じた寄付（Just Giving、Give One など）
- ⑥相続による寄付（税制優遇措置の活用）
- ⑦未投函の書き損じはがきなどの物品寄付
- ⑧クレジットカードなどのポイント寄付
- ⑨アフィリエイトなどの広告収入寄付
- ⑩商品の売り上げの一部の寄付（コース・リレーテッド・マーケティング）

民間企業のイオングループでは「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」を毎月1回実施している。「お客さまがレジ精算時に受け取った黄色いレシートを、地域のボランティア団体名が書かれた店内備え付けのBOXへ投函していただき、レシートのお買い上げ金額合計の1%をそれぞれの団体に還元するというシステムです。（イオンホームページより）」また、そのBOXには地域の各団体の紹介が書かれていて、市民に活動を知ってもらう機会にもなっているようだ。

- ⑪助成金
- ⑫擬似私募債
- ⑬事業委託費
- ⑭市民ファンド



上宮田地区を中心に活動するボランティア団体「みどり会」では、自主財源の確保策として、三浦海岸駅のわいわい市バザー出店している。



- ②他機関が実施している助成事業の情報をホームページ等を通じて周知し、ボランティア・市民活動団体が情報を得やすくする。
- ③ボランティア・市民活動に対する低利融資を可能とするためには、ボランティア・市民活動団体に信用度を高める必要がある。そこで当該団体の信用力の担保を三浦市が一定の基準に基づいておこなうなどの措置が求められる（搖籃期にあるNPOが社会的支援を受ける際の信用保証をすることが重要。わが国では政府・行政組織のお墨付きを尊重する傾向にあるが、企業等の民間が行ってもよいだろう。NPO活動が盛んな米国では、多くのNPOが、ビジネスに成功している企業のお墨付きを望んでいるという）。
- ④寄付文化の創造

献金もボランティアの一形態であるとの思考において、寄付文化の創造をめざす。

2. ボランティア・市民活動に対する公費導入のルールづくり

(1) ボランティア・市民活動に公費を導入するにあたっては、透明性と公平性を確保するよう三浦市に求めていく。また、資金の性格と適正を鑑みて、当該活動に最も適した「公費」が導入されるよう支援する。

①補助（助成）事業のルールづくり

慣例に基づく従来どおり補助制度を見直し、公正性と公正性、透明性に準拠した補助制度のルールづくりを求める。

②委託事業のルールづくり

委託にあたっては、行政とのパートナーシップの関係性を明確化すると共にこれを実施する際にはコンペティションを採用するよう求める。

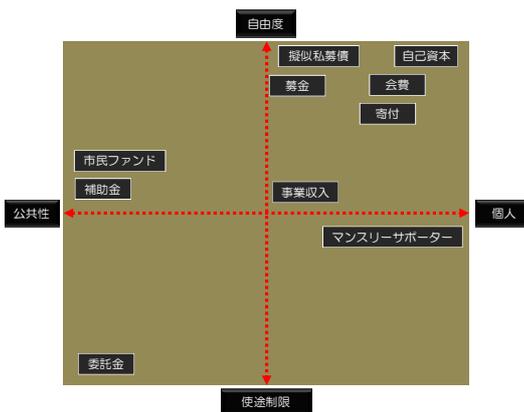
③共催・後援事業に対するルールづくり

そのボランティア・市民活動が行政目的と一致する際には、共催及び後援の体制を整備し、分担金を支出したり、公共施設の利用料を減免するなどの措置を講じるよう求める。

【資金の性格について】

同じ公費であっても、「補助金」と「委託金」では、その性格は異なる。「補助金」の主体はあくまでもボランティア・市民活動団体の側にあるが、「委託金」は役務の対価であり、その自由度も「補助金」とは比較にならないほど低い。ボランティア・市民活動団体にとってより優良な財源となるのは「補助金」ということになろう。ただし、三浦市の厳しい財政状況を鑑みると、そう容易に「補助金」を引き出すことはできない。

いずれにせよ、ボランティア・市民活動におけるファンレイジングは「ミックス型（各種財源を組み合わせる）」で行われるべきだと考える。ポイントはその活動を支えるにふさわしい財源を適正に活動に結びつけることにある。



3. 三浦市社会福祉協議会が実施する助成事業の実施

①三浦市社会福祉協議会が実施する既存の助成事業を財源構成比率から抜本的に見直す。

【取り組み例】

現在三浦市社会福祉協議会では、「ボランティアグループ活動経費助成」「福祉・当事者団体活動経費助成」「地域ふれあいサロン事業助成」の3事業において助成を行っている。

公共性の高い先駆的な活動については、地域福祉推進モデル事業によってサンセット方式を採用し、明確に時限を設けた上で、この期間財政支援する。また、サークル的な活動についても公共性の高い活動については、小口での助成金の支出を継続する。ただし、助成に関しては三浦市民生活向上会議等の第三者機関によって公平性・透明性を確保した上で決定したい。

ボランティアセンターの機能強化

現状と課題

アンケートより

- ▼経験者の30%が、ボランティアセンターの役割として「各種講座の開催等、人材育成」を望んでいる。
- ▼経験者の19%が、ボランティア振興のための市役所の役割として「市民への普及・啓発」を求めている。
- ▼この他に「三浦市とボランティアセンターの役割分担」、「ボランティアコーディネーターの資質向上」を求める声や「三浦市にはボランティアをする環境が整っていない」といった指摘を少数ながら確認することができた。

ボランティアコーディネーターをしていて

- ▼民間企業の地域貢献事業に対する協働・支援体制が整っていない状況にある。同様に、社会福祉施設の地域開放事業についても、支援体制が整っているとは言い難い状況にある。これらの需給調整もボランティアコーディネーターの役割ではないだろうか。
- ▼地域住民の福祉活動への参加促進は、三浦市社会福祉協議会にとって、重要な役割の一つである。この職責を果たすためにも、社協組織を挙げて関連情報がボランティアセンターに集約されるよう情報の一元化をめざしたい。
- ▼ボランティアセンターが、専門施設として機能するためには「ボランティアコーディネーターの資質向上」は不可欠である。

委員の意見より

- ▼ボランティア担当職員は、もっと地域に出た方がいい。
- ▼団体間のマッチングをして欲しい。手話サークルに所属していて、学校での授業を頼まれることがある。手話はできるが、パソコンによる資料作りは不得意。そこに力を貸してくれる団体・個人と連携できたらいいと思う。
- ▼災害ボランティアセンターの整備を進めて欲しい。

目標

- ボランティアセンターの役割を全ての三浦市社会福祉協議会職員が自覚し、その職責を果たす。
- インターミディアリー（intermediary）な組織として、人材や資金、社会資源を地域社会のために活動するボランティア・市民活動団体に仲介・連携（つなぐ）する役割を強化する。

ボランティアコーディネーターの役割の整理

ボランティアセンターには、「情報」「ヒト」「モノ」「カネ」といった資源をボランティア・市民活動に繋いでいく役割がある。ボランティアセンターにおいてその専門的な役割を果たすボランティアコーディネーターには、次のような役割が求められている。

サービスの分類	サービスの内容
①情報サービス (情報の収集と提供)	ボランティア・市民活動を振興するための根幹を形成する「情報管理」サービス。これには、地域課題の把握などソーシャル・ワーク機能も含まれる。
②アドバイザー・サービス (相談助言活動)	ボランティア・市民活動全般に対する総合相談サービス。需給調整の初期段階における最も重要なサービスである。
③コーディネーション・サービス (需給調整活動)	ニーズと活動を結びマッチング・サービス。的確なニーズの把握によって、それを地域社会の力に還元させる機能を持つ。
④学習プログラム・サービス (学習支援活動)	ボランティア・市民活動に繋がるような「きっかけ講座」の開催やスキルアップ研修の企画など当該者のニーズに即して、ボランティア・市民活動に関する総合的なカリキュラムを提供するサービス。
⑤活動プログラム・サービス (活動メニューの開発と提供活動)	活動領域を広げるために新たな地域課題に対応するための実践活動プログラムを開発したり、実際に活動の「場面」を提供するサービス。
⑥ネットワーキング・サービス (活動者・組織間の連携促進活動)	異団体間による相互交流の促進や民間企業、社会福祉施設、専門家（プロボノ）などとの連携の強化など「つなぐ」ことによって当該活動を豊かにするサービス。
⑦拠点サービス (活動拠点や資・機材の提供活動)	全市的な活動拠点として「三浦市総合福祉センター」の利便性を向上させたり、ボランティア・市民活動団体が自ら「地域拠点」を確保するための支援をおこなうサービス。また、「場」に関する情報を発信するサービス。
⑧マネージメント・サービス (活動者の組織運営支援活動)	ボランティア・市民活動団体自らが、効果的な組織運営、人材活用、会計処理、財源の開発、広報啓発などをおこなう際の側面的な支援や助言、学習の場を提供するサービス。
⑨研究情報サービス (調査研究活動)	三浦市民生活向上会議ボランティア活動促進部会による「ボランティア活動推進計画」の策定、改定、進捗状況の管理を通じて実施される「調査・研究」機能と、そこで把握した課題の解決に向けて施策化した事業の実現によって、ボランティア・市民活動における環境整備を図るサービス。
⑩アドボカシー・サービス (社会提案への支援活動)	ボランティア・市民活動の振興を通じて把握した諸種の「課題」の解決を図るために、行政や関係諸機関に政策提言をおこなったり、ボランティア・市民活動団体自らがソーシャルアクションを起こす際の支援やボランティア活動の成果を社会に還元するために必要な支援をおこなうサービス。

また、全国社会福祉協議会では社会福祉協議会がボランティアセンターを運営する優位性を、次のとおり掲げている。

社協ボラセンだからできる事

- (1) ボラセンが住民と社協をつなぐ窓口！
- (2) 地域の住民が相談しやすい窓口！
- (3) 地域の団体との顔が見える関係性がある！
- (4) 社協組織の他部署を活用できる！
- (5) 社協の全国ネットワークを活用できる！
- (6) 行政・他機関との顔が見える関係性がある！

(全社協ボランティア・市民活動支援実践研究会『社協ボラセン ナビ』～ボラセンのいいところ、魅力が満載～』より)

三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、こうしたメリットを活かしながら、ボランティアコーディネーターとしての役割を果たしていきたい考えである。

施策

I ボランティアコーディネーターの資質向上

具体的対策

1. 研修制度の確立

(1) 職場内研修 (OJT) の強化

①ボランティアコーディネーターの資質向上をめざして、計画的な研修体制を確立する。

(2) 職場外研修 (OFF-JT) への積極的な参加

- ①神奈川県社会福祉協議会が実施するボランティアコーディネーター関連研修への参加
- ②その他外部団体が実施する研修への参加

2. フィールドワークの実践

(1) 地域課題を知るためには、地域に出向き「体験的学び」を深める必要がある。それは、座学で学んだ「知識」を実体験として得ることにも繋がる。こうした経験値なくして、地域課題（ニーズ）とボランティア（サービス）を結びつけることはできない。

そこで、フィールドワークの実践においては、以下の点に留意する。

- ①実体験を通じて活動と活動者について理解を深める。
- ②活動者との関係性の構築を図る。
- ③社会福祉協議会が有するアンテナを張り巡らせ、地域社会に潜在する「困りごと」を的確に把握する「目」を養う。その際には“新たな地域課題”も見逃さずにキャッチできるよう最大限の注意を払うようにする。

3. スーパービジョン機能の強化

① ボランティアセンター内におけるスーパービジョン機能の確立

【スーパービジョンとは？】

熟練した援助者であるスーパーバイザーが、同じ援助者である経験の浅いスーパーバイザーに対し、専門的能力を最大限発揮して、よりよい実践ができるように援助する過程をいう。

スーパービジョンの機能は、管理的機能・教育的機能・支持的機能の3つである。

- ①管理的機能：個々のスーパーバイザーが、自らの所属する施設の理念や機能、仕事の内容について正しく理解し、職務を遂行しているかの評価を行う。また仕事の配分やチームにおける役割分担を確認し、組織全体としての仕事の管理・効率化を図る。
- ②教育的機能：問題に取り組む過程の進め方、面接の方法や記録の取り方等、理論を実践の場で活かすための技術を、スーパーバイザーが提供していく。また、援助過程を総合的に振り返り、スーパーバイザー自身の自己覚知を促し、成長に結びつける。
- ③支持的機能：スーパービジョンを通して、スーパーバイザーがスーパーバイザーの話を受容的な態度で傾聴することにより、スーパーバイザーを心理的に支え、援助者として成長させていく。援助者が心身を疲労させて燃え尽きること（バーンアウト）のないよう、仕事への意欲を支え、悩みを相談できる人間関係をつくりだすことが大切である。

(2011年版 U-CANの社会福祉士速習レッスン(専門科目)より)

II 連携機能の強化

具体的対策

1. ボランティアセンターの「つなぐ」役割の強化

ボランティアセンターの職員は、ボランティアコーディネーターである前に社会福祉協議会の職員である。つまり、ソーシャルワーカーとして、社会福祉援助技術を用い、諸種の生活問題の解決に向けて、仲介機能・調停機能・代弁機能・連携機能を果たすことが求められることになる。但し、これらの機能は、ボランティアコーディネーターに求められる機能と非常に似ている。下表はその一例である。

仲介機能	社会資源とニードを結びつける役割。三浦市では制度化されていない知的障害者の通学支援を例にとる。ガイドヘルプボランティアと交渉し、知的障害児とその家族にガイドヘルプボランティアを紹介することなどがこの機能である。
調停機能	上記の例で、例えば知的障害児（あるいはその家族）とガイドヘルプボランティアの間でトラブルが発生した際に、解決案を双方に提案し、通学の課題を少なくすること。
代弁機能	上記の例の時、知的障害児に成り代わって家族やガイドヘルプボランティアに当該知的障害児の気持ちを伝えたり、通学支援を望む家族に成り代わって行政に制度化を促進するなどの機能。
連携機能	上記の例の時、当該知的障害児の担当教諭や相談支援事業所のワーカー、通学時に使用する

るバス会社、家族等に会議の場を提供し、お互いの信頼関係が増すように援助すること。

この中でも「つなぐ」機能、つまり「仲介・連携機能」こそが、ボランティアセンターの「肝」だと考えている。ボランティアセンターは社会福祉協議会の特性を最大限に活かし、多角的にリソースとニーズを結びつけるために「仲介・連携機能」を強化しなければならない。

その中でも、とりわけヒトとヒトを「つなぐ」ことが重要であり、ヒトとヒトが「つながる」ことによって、当該活動が振興し、「モノ（場所）」「カネ」「情報」の利用に関する可能性も広がる。

①異団体間の交流を意図的に促進することによって、当該活動の活性化と、活動の広がりといった相乗効果を狙う。

【取り組み例】

菊名なかよし会では、2カ月に1回程度、地域の高齢者を対象とした会食会を実施している。その際に、三浦市ボランティア連絡協議会の加盟団体である朗読ボランティア「ひばりの会」の協力を得て、土着民話の読み聞かせを行った。異団体が相互に交流することによって、従前の会食会がより充実した形で開催された。相互に刺激しあうことによって、個々の活動も活性化しているようである。



【取り組み例】

みなみ手話サークルでは、市内の高齢者福祉施設の慰問をおこなっている。手話コースや寸劇を披露し、認知症の高齢者から好評を博している訳だが、ユニークなのは、その際に当該高齢者の参加を得ていることだ。簡単な手話を学んだ高齢者は喜々として手指を動かす。手話と認知症高齢者。一見ミスマッチのようだが、施設とボランティアのコラボが最良の形で行われているように思えた。

②民間企業との連携

【取り組み例】

三浦市社会福祉協議会が運営する発達支援事業所 HUG くみでは、七夕の時期に、スーパーマーケット「いなげや三浦三崎店」の依頼を受けて、同店舗の七夕飾りをおこなっている。知的障害者の理解の促進という観点からも歓迎されるべき行為である。同店では、これをきっかけに障害者の雇用や理解の促進を目的とした勉強会を開催。三浦市社会福祉協議会も講師を派遣するなどの協力を続けている。こうした企業の「地域福祉」への関心の高まりを好機として、積極的に CSR を導き出していきたい。



③社会福祉施設との連携

④専門家との連携

【取り組み例】

各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア（プロボノ）とこれを求めるボランティア・市民活動団体を結び、当該活動に付加価値をつける。

2. 三浦市社会福祉協議会と三浦市協働推進課の連携

(1) ボランティア・市民活動に対する支援姿勢の統一

ボランティア・市民活動団体への支援を行う上で、基本となるボランティア・市民活動観を再確認し、共有することで、その振興において齟齬をきたさないようにする。

(2) 役割についての確認

三浦市協働推進課と三浦市社会福祉協議会は、ボランティア・市民活動の振興という共通の命題を持つわけだが、両者の役割に明確な相違があるわけではない。下表は、双方のボランティア・市民活動に対する理念や役割をまとめたものである。あえて、その違いを認めようとするなら、それはそれぞれの団体が持つ性質の違いということになる。ボランティアセンターを民間団体たる三浦市社会福祉協議会が運営しているのに対し、片や三浦市協働推進課は公共団体である。自ずと業務の執行における手続きは異なる。三浦市協働推進課が公平性・公正性を重視するのに対し、ボランティアセンターは先駆的・実験的な活動にも積極的に関与することができる。そして、その実践的な学びの中から公共性の高い活動については、対三浦市に施策化を求めたり、あるいは、関与を求めたりといった具

		市協働推進課	ボランティアセンター
役割	ヒト	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア登録制度(個人・団体) ●市民活動活性化セミナー ●新しい公共の場づくりのためのモデル事業による市民活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談 ●コーディネート ●ボランティア関連講座の開催 ●ボランティア登録制度(個人・団体) ●福祉教育
	モノ	<ul style="list-style-type: none"> ●スペース貸出し(市民交流ルーム) ●NPOと連携した市民活動交流拠点の解説 	<ul style="list-style-type: none"> ●スペース貸出し(総合福祉センター) ●備品貸出し(「モノ」参照) ●活動場所に関する情報発信
	カネ	<ul style="list-style-type: none"> ▲活動助成拠出 	<ul style="list-style-type: none"> ●活動助成金配分 ●活動助成金拠出 ●助成情報発信 ●寄付受入 ●寄付配分
	情報	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ(市内NPO活動紹介) ●Facebook、twitter ●セミナー、イベント等のメール発信 ●三浦市民 	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ(活動団体ページ整備) ●講座等ののちしを登録者へ送付 ●情報発信支援(取材) ▲社協みうら
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ▲災害時協力ボランティア登録 ▲災害時協力ボランティア情報管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●講座の受講(ボランティアコーディネーター) ●ボランティア関連保険事務 ▲災害ボランティアセンター拠点 ▲地域福祉推進モデル指定事業
姿勢	区分	公共団体	民間団体
	性質	●全体の奉仕者であるが故に、支援に公平性を持つ	<ul style="list-style-type: none"> ●先駆的・実験的活動にもスピーディに対応することができる ●活動実践に基づいてソーシャルアクションを起こすことが可能
	理念	●NPO法人・企業・ボランティア等が連携し市民活動が広がる市民協働によるまちづくりの実現	●市民活動の活性化を目標とし、達成することで、地域住民による豊かなまちづくりをめざす!(本計画より)
	主な法的根拠	●国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法 ●国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針

※▲=同機関内の他部署が所管する役割。

合に、ボランティア・市民活動を先導することができる。こうした行為は、三浦市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに課せられた使命だとも言える。

3. 中立的機関としての支援

ボランティア・市民活動団体のみならず、地域住民が活動を実践する過程においてソーシャルアクションを起こした際には、当該団体が無用な誤解や偏見に晒されることのないよう側面的に支援する。また体制にとっては「不都合な真実」であっても、その中立的な立場とアドボケート機能の発揮によって、社会からの孤立を防ぐ。

Ⅲ 社会福祉協議会ボランティアセンターとしての業務

具体的対策

1. 新しい地域課題に対応するためのルールづくり

(1) ボランティア・市民活動団体と行政の協働ルールづくりの促進

地域に潜在する社会問題の中には、行政だけでは解決できない問題も少なからず存在する。よく「いちご一個のごみ減らし」というが、ごみの問題は、行政だけでは解決できない。個々の家庭が「ごみの分別」や「ごみ減らし（含水量の低減）」に協力しなければ基本的に施策を構築できないからである。何故ならば行政は、家庭の台所にまで入り込めないからだ。このように、市民の協力なくして解決できない問題は、地域社会の中にひしめいている。だからこそ、政策決定の初期段階から当該住民を交えて、その解決策を事業化していく必要がある。これからも社会情勢等の変化によって、新たな生活問題が生まれてくることであろう。そこで、行政と地域住民との協働のルールづくりを進める必要がある。

【取り組み例】

住民と自治体の協働・支援の関係を条例化する自治体が増えている。1997年の板橋区ボランティア活動推進条例や1999年の仙台市市民公益活動の促進に関する条例などは、その先駆的な例である。また近年では、自治基本条例（自治基本条例には、市民協働の仕組みやNPO等への支援が含まれることが多い）を策定する自治体も増えている。

(2) 地域福祉推進モデル事業の充実

三浦市社会福祉協議会では、先駆的な地域福祉活動を実践する団体に、サンセット方式で活動経費を助成する仕組みを設けている。現在は、局内の地域福祉課の所管となっているが、これをボランティアセンターの業務に位置付け、より透明性の高い事業として充実させていきたい。

【取り組み例】

認知症高齢者対応型通所介護事業所「ぶらい庵（NPO法人スローハンド）」では、三崎下町の空き店舗を低廉な価格で借り受け、介護保険サービスを提供している。

商店街の活性化を介護サービスによって実現しようとするその先駆的な取り組みを評価し、三浦市社会福祉協議会では、地域福祉推進モデル事業の対象として、この事業所を人的・経済的に支えてきた。



地域経済が低迷する中、シャッター街の様相を呈する三崎下町商店街。TOM事業も捗捗しい成果をあげられない中、空き店舗を介護保険施設として再利用しようというその取り組みが評価され、事業所のスタッフが、第1回かながわ非営利組織フォーラムにおいて、シンポジストとして招かれた。



2. 三浦市社会福祉協議会組織を活かしたボランティア受け入れ態勢の整備

- ①「住民の福祉活動への参加の促進」は、“社協マン”に課せられた使命である。それぞれの職員は、従事する事業を運営するにおいて、このことを念頭に置き、その職責を全うしなければならない。当該職員は、常時ボランティアの受け入れ態勢を整え、ボランティアセンターはその情報の共有化に努める。（再掲）
- ②①を実現するための事業所間におけるボランティア受け入れのルールの確認

3. ボランティア活動推進部会の充実

- ①形骸化しているボランティアセンター運営委員会を改廃し、三浦市民生活向上会議の作業部会、ボランティア活動推進部会に同委員会の権限を委譲し、その機能を一元化する。
- ②ボランティア活動推進計画の進捗状況を管理する。
- ③ボランティアセンターの評価システムを確立する。

4. ボランティア活動保険

全国社会福祉協議会が団体契約者となるボランティア活動保険には、諸種の制約がある。①社会福祉協議会に届け出た活動であることが必須とされ②有償の活動は、除外③保険会社による「示談交渉サービス」がない等がそれである。

(1) ボランティア・市民活動保険に関する研究

- ①NPOや有償で活動するボランティア・市民活動を対象とした保険に関する調査・研究を進める。

(2) ボランティア活動保険に対する正しい理解と運用、周知を図る

5. 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターが有効に機能するためには、平常時からのボランティアセンターにおける取組みが、着実に進捗していることが求められる。地域の組織化や要援護者の把握など日頃からの社協活動の成果が問われるからだ。地域における見守り活動や相互扶助活動が活発に行われている地域は「災害にも強い」という推論のもと、社協職員が日頃から何をすべきか意識し、組織内での災害時における体制の確認を行ったり、役員・評議員をも含めた合意形成を図っておく必要がある。平常時のボランティアセンターと災害ボランティアセンターはイコールではない。ボランティアセンターを所管する職員がそのまま災害ボランティアセンターの運営に携われるとは限らないからだ。故に、全ての社協職員は「災害時に何ができるのか」を意識しておかなければならない。また、三浦市危機管理課や協働推進課等といった行政の関連部局とも連携を密にし、有事に混乱をきたすことのないよう役割分担を明確にしておきたい。

なお、災害時におけるボランティアセンターの運営については別途定める。

情報

現状と課題

アンケートより

- ▼未経験者は、ボランティアに関する情報を主にインターネットで得ているのに対し、経験者は広報紙や口コミ情報を利用する傾向がある。
- ▼未経験者の53%は「他の人がどのようにボランティア活動をしているのか知りたい」と考えている。
- ▼経験者の知りたい情報は「ヒト（人材育成について）」と「モノ（場所）」に集中している。

ボランティアコーディネーターをしていて

- ▼経験者と未経験者とは、その経験の差や、活動内容の違いによって「欲しい情報」が異なってくる。こうした情報を有効に当該者に届けるためには、個々に使い慣れた情報媒体によってこれを発信する必要があるのではないか。
- ▼一部のボランティア団体は、情報発信に関心が薄いようだ。これまでの活動においてその必要性を実感できる機会が少なかったのだろう。まずは、そういった団体を対象に「情報発信の必要性」を説いていきたい。
- ▼ボランティア・市民活動に関する情報をボランティアセンターに一元化するための仕組みが構築されていない。
- ▼（ボランティア・市民活動に限らず）地縁に基づく情報の交換は有効であった。しかし、時代の変化とともに、その有効性は消失しつつある。一方で、既存の地縁の関係性は新たな参入を拒む傾向にある。
- ▼一般市民のボランティア・市民活動に対する認知度が低いように思われる。
- ▼三浦市ボランティア連絡協議会の情報網は有効に機能している。
- ▼個別に情報発信が可能な団体とボランティアセンターの繋がりが薄い。
- ▼三浦市総合福祉センターの玄関脇には、ボランティア情報が掲示してあるが、情報量の多さから、必ずしも見やすいとは言い難い。
- ▼ボランティアセンターの専用ホームページを設けたが、効果測定はできていない。

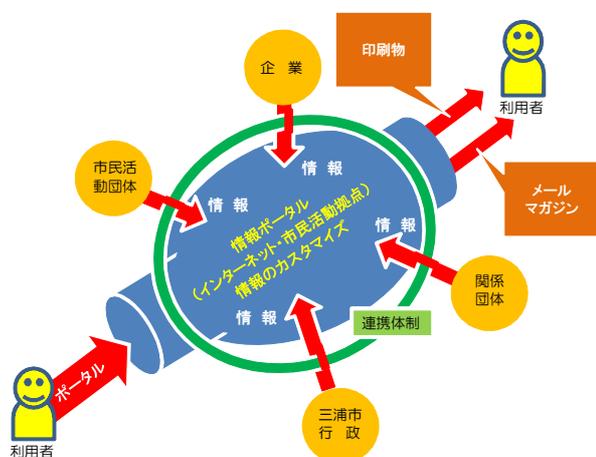
委員の意見より

- ▼アンケートの結果を見ると、三浦市社会福祉協議会が発信する情報が市民に伝わっていないことが分かる。単に情報量を増やすだけで、それが伝わるのだろうか。伝えるための「手立て」を明記する必要があるのではないか。

目標

- ボランティア・市民活動団体自身が情報を発信しようとする際には、これを側面的に支援する。
- ボランティアセンターは、ボランティア・市民活動に関する情報の共有と一元化をめざす。
- 情報の発信においては、これを受信する者のニーズに合わせて情報を加工する。
- 社会問題に対する市民の意識の喚起（課題提起）を意図した情報を発信する。

情報のポータルサイトをめざして



インターネットや紙媒体を通じて、ボランティア・市民活動に関する情報の共有化を促進する。

また、ボランティア・市民活動団体間の交流を促進することによって、広く情報の共有化を可能とする環境を整備する。

まずは、全戸配布の「社協みうら」にボランティア・市民活動コーナーを設けるなどパソコンを苦手とする世代にも必要とされる情報が行き届くようにする。

なお、市民活動団体が自ら発信する情報の

支援も強化し、関連情報の一元化をめざす。その際には、単にお知らせ的な「静的情報」の提供にとどまることなく、問題意識や政策提案を喚起するような「動的情報」も市民に提供し、世論形成に寄与する。情報そのものも、情報受信者のニーズに合わせて、カスタマイズするなど「分かりやすい情報」を市民に供給するよう心がける。 ボランティアセンターは、情報のポータルサイト（情報を一元化し、供給するために情報を集約する「場」）となるのである。

施策

I 発信する情報コンテンツの充実（増量・種類の拡大）

具体的対策

1. ホームページの整備

(1) 未経験者向けの情報の充実

①初めてでも参加しやすい活動やボランティア・市民活動初級（きっかけ）講座の情報を掲載する。

(2) 活動の追体験ページ（再掲）

①ボランティア・市民活動者の日頃の活動を、専用ホームページに動画や体験談等を掲載する。

②未経験者・初心者用のホームページの作成

(3) 社協みうらと連動した情報発信

①紙媒体の「社協みうら」とホームページの情報に相互性を持たせる。

(4) メールフォームの作成

①ボランティアセンターのホームページにメールフォームを設ける。

(5) 他のホームページの紹介

①ボランティア・市民活動団体にとって有用な情報が載っているホームページにリンクを貼る。

②市内ボランティア・市民活動団体のホームページにリンクを貼る。

(6) 個々のニーズに沿うよう情報をカスタマイズして提供する

2. 広報紙「社協みうら」の充実

①ボランティア・市民活動のコーナーを設け、活動情報や、助成金情報、講座の開催情報を掲載する。

3. 地域の「活動場所」マップ（再掲）

①自治会館・児童館等の公的施設や、福祉施設等のマップを作成し、ホームページと紙媒体で周知する。

4. 情報収集

①ボランティアセンターが情報のポータルサイトとなるよう関連情報の一元化をめざす。

②「社協みうら」やボランティアセンターのホームページに掲載する情報を得るために、フィールドワークや取材活動を強化する。

③市外・県外における先駆的なボランティア・市民活動例等の収集も行う。

5. 三浦市ボランティアセンター掲示板の整備

①掲示の仕方を工夫し、見やすくする。

【取り組み例】

三浦市総合福祉センター玄関脇には、ボランティア・市民活動に関連する情報をボランティア自身が自由に掲示できる「掲示板」がある。

掲示に関する詳細なルールはないが、公序良俗に反するものは掲示しない。

今後、この掲示スペースをどのように活用するのかは、ボランティア・市民活動団体者自身に委ねたいと考える。



Ⅱ ボランティア・市民活動団体の情報発信を支援

具体的対策

1. ボランティア・市民活動団体との関係性の強化

(1) 関係づくり

①活動の取材や実際に活動に参加することを通して、ボランティアコーディネーターは、日頃からボランティア・市民活動団体との関係性の構築に傾注する。

②活動取材で得た情報は、速やかに三浦市社会福祉協議会のホームページにアップし、当該ボランティア・市民活動団体が、リアルタイムでそれを確認できるようにする。また、このことによって、当該ボランティア・市民活動団体の活動に対するモチベーションを高め、自らが情報を発信することの意義を実感してもらう。

(2) 協力依頼

①三浦市ボランティア連絡協議会の連絡網を活かしたロコミ的信息発信機能を積極的に活用するとともに、これによって当協議会の活性化も意図する。

【取り組み例】

三浦市社会福祉協議会では、ボランティアセンターのページを新設し、登録ボランティア個々のページを設けている。

まだ積極的な活用には至っていないが、今後、その有効性に関する理解を深め、タイムリーな情報の掲載と発信をめざしていきたい。

みなみ手話サークルからのお知らせ

★民二手話教室も開催しています

2012.12.19 みなみ手話サークル 高齢者へ手話ソングのプレゼント



本日、市内の高齢者専用賃貸住宅のクリスマスの催しで、みなみ手話サークルが、手話の歌などを発表しました。

ボラセンからの一言

聴覚障害を持つ方も所属しているので、自然と手話も身についでいきそう、とっても頼もしい雰囲気が印象的でした。

▶ ボランティア会員募集中心!

2. ボランティア・市民活動団体に情報発信力をつける支援

(1) 情報発信の基本的な技術の習得

①情報発信に必要なスキル（写真撮影やパソコンでの書類作成、ブログなど）の獲得を目途とした学習会を開催する。その際には、これを得手とするボランティア・市民活動団体に講師を依頼するようにする。

②書類の送付状など、活動を実践するうえで必要となる書類のテンプレートをホームページ上に掲載する。

3. 活動助成金の透明性の確保

- ①三浦市社会福祉協議会が配分している助成金に関しては、広く市民にその使途と成果を公開し、当該団体の「公費助成金」に対する意識向上を喚起する。また、申請・報告内容・申請者の概要等を「社協みうら」やホームページに掲載する。

Ⅲ 効果測定

具体的対策

1. 「情報」サービスの効果測定

ボランティアセンターが発信した「情報」について、これを測定する仕組みを構築する。

- ①ホームページのアクセス数の確認・記録
- ②発信情報に関する問合せ件数の記録
- ③前項①②によって、有効に情報を発信するためのデータを収集・蓄積する。

Ⅳ 三浦市ボランティアセンター登録者・団体情報の管理

具体的対策

1. 登録者・団体情報の管理と活用

- ①年1回登録情報を更新
- ②当該活動を活性化させるための「お知らせ」的情報発信機能の強化

Ⅴ 地域に潜在しているニーズを、地域の課題として提示していく

具体的対策

1. ホームページ上の課題提起

- ①ホームページ（主にブログ）で課題提起となるような情報を掲載する。
- ②必要に応じて、twitter や Facebook といった SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用し、生活課題に関する情報を発信することによって、より多くの市民が地域社会に潜在する社会問題に関心を抱くよう促す。また、情報が一方通行になることのないよう双方向での交換をめざす。そこでの議論の発展を必要な支援（講座の開催や助成金交付、活動団体立ち上げ時の総合的な支援など）に繋げる。

【留意事項】

②について。SNSの使用によって業務量が増大することが予想される。紙媒体に比べて更新が頻回になることや情報量の充実や豊富なコンテンツが求められるからだ。また、プライバシーの保護やセキュリティに関するリスクにも目を配らなければならない。使い方を誤れば、些細なミスが、ブランドの低下や信頼失墜など、組織全体の問題に発展する恐れもあるからだ。

2. 市内ボランティア・市民活動団体への課題提起

- ①既に活動を実践しているボランティア・市民活動団体にあっては、「個の課題」を「地域の課題」として捉え直す「生活課題を『社会化』する視点」が求められる。そこで、ボランティアセンターに登録する団体を中心に「地域の生活問題」を投げかけ、当該者自身の“気づき”を促す。

3. ソーシャルアクションによる課題提起

- ①ボランティアセンター業務を通じて把握した諸種の課題の解決に向けて、行政機関等への政策提言を含めたソーシャルアクションを起こす。
- ②地域住民を巻き込んだソーシャルアクションの実現を心がけ、徐々にその主体を地域住民の側に移譲する。

第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表 1/6

事業名	掲載頁	実施主体	財源	実施年度				備考
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
講座の開催	17	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	不特定多数の市民を対象
	成果指標	広く一般市民を対象とする講座を開催することができたか？						
解決するために開催する人材養成講座の開催	17	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	マンパワーの確保が課題
	成果指標	ボランティアコーディネーターが、とだけ地域課題を把握し、時代のニーズにあった人材養成講座を開催できたか？また、講座の開催によって個別課題は解決されたか？						
ア・市民活動者による政策提言・ソーシャルアクションの支援	18	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	
	成果指標	ボランティア・市民活動団体が、自らの活動を通して地域の課題を把握し、その解決に向けて運動をしたか？						
り活動の促進	18	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	◎	◎	◎	
	成果指標	地域の見守り活動とだけ整備できたか？実際の活動者確保することができたか？地域の安心感がとれただけ高まったか？見守り活動者のフォローアップ体制はできたか？						
ーズに応じたステップアップ講座の開催	18	福祉人材ネットワーク参加機関	自主財源	★	★	★	★	
	成果指標	体系的な講座開催ができたか？これによって、受講者の満足感が高まったか？また、スキルアップにつなげたか？						
社人材ネットワーク「シスターズ」の組織化による体系的な人材育成システムの確立	19	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	◎	◎	◎	
	成果指標	「福祉人材ネットワーク」を組織化したか？また、そのネットワークが有効に機能したか？関係者間のボランティア・市民活動に関する認識は深まったか？						
った講座の開催	19	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	
	成果指標	各世代のニーズに沿ったきめ細かな講座を開催することができたか？						
関する情報の収集発信	19	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	◎	◎	◎	具体類は「情報」項
	成果指標	三浦市ボランティアセンターが「あそこに行けば、何かしら手がかりがわかる」といった情報のポータルとなり得たか？						
ア・市民活動団体が開催する講座への支援（所属団体）	19	三浦市社会福祉協議会 三浦市	自主財源 公費	★	★	★	★	
	成果指標	三浦市ボランティア連絡協議会が主体的に市民の活動への参加を意図した啓発活動を実施したか？						
関が開催する講座（情報発信）	20	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	◎	◎	◎	
	成果指標	社会福祉協議会に情報が集約されるような仕組みを構築できたか？						
関が開催する講座（コーディネート）	20	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	
	成果指標	関係機関が、講座を開催するためのきっかけを提供できたか？また、講座開催に関するノウハウを共有できたか？						
ッターの共催	20	三浦市ボランティア連絡協議会	民間財源	◎	◎	◎	◎	美施方志の見直しも含め、三浦市ボランティア連絡協議会と調整
	成果指標	ツアー参加者が厚労省の活動に結びついたか？また、集客率が高まるような工夫ができたか？						
ントの開催と開催支援	20	関係機関・団体	自主財源	★	★	★	★	
	成果指標	体験コンテンツの充実をめぐり、関係機関との協働体制を確立できたか？また、活動体験の受け入れを確保できたか？						
ア・市民活動者の活動を、ホームページに掲載	20	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	◎	◎	◎	
	成果指標	活動者の充実感や、活動の様子が伝わるような情報を掲載できたか？						

第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表 2/6

事業名	掲載頁	実施主体	財源	実施年度				備考
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
初心者用ページの作成 居住区にフィードバックし、地域社会内に政策論争を巻き起こすような“仕掛け”情報を発信 互に情報が共有できるようなページの整備 チャットツールの支援 想像力を喚起する福祉教育の実施と支援 (福祉教育) 社教育ガイダンスの開催 を通じて、勤労世代の活動者の情報を発信 したボランティア・市民活動の推進(情報発信) 業を対象としたボランティア・市民活動の情報発信 福祉協議会等が開催する講座のアフターフォローを徹底 てNPOの法人化等の組織化を支援 等を通じて得た技能をボランティア・市民活動に活かせるよう促進 福祉協議会のホームページにボランティア・市民活動団体の活動状況等を動画に収め、公開する ているボランティア・市民活動団体の活動状況を報道機関に紹介する ているボランティア・市民活動団体の活動状況を地域みずから等の広報紙に掲載する ア・市民活動に特化した表彰制度の創設 提案を行政機関等に活用する制度の整備 意見を交換し、客観的判断を可能とする機会の設置	20	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★	
	成果指標	未経験者の「きっかけ」づくりや共感が得られるような情報発信ができたか?	★	★	★	★	★	具体策は「情報」項
	21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	
	成果指標	当該住区が地域課題について考えるきっかけを提供できたか?実際に活動は始まったか?	★	★	★	★	★	具体策は「情報」項
	21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	
成果指標	地域住民が課題提起をしたり、議論に参加できるようページを設けられたか?一方的な情報発信にとどまっていなかったか?	★	★	★	★	★		
21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	あらゆる世代の参加者が企画の段階から主体的に参加できるような体制になったか?	◎	★	★	★	★		
21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	知識ばかりが先行するようなプログラムから、当該児童の“気づき”を促進するよう体験プログラムを用意できたか?生徒たちの反応はどうだったか?	◎	★	★	★	★		
21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	生徒のボランティア・市民活動に対する理解は深まったか?地域課題への「気づき」と解決に向けて主体的に参加する「自発性」は育まれたか?	◎	★	★	★	★		
21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	教員自らが生徒たちに「学んで欲しい」ことを意図し、福祉教育に関する企画を立案するようになったか?	◎	★	★	★	★		
21	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	勤労世代の生活リズムにあった情報や活動を奨励するような情報発信ができたか?また、未経験者の参考になるような情報発信ができたか?	◎	★	★	★	★		
22	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	ライフスタイルの一環として、ボランティア・市民活動を盛り入れる人が増えたか?	◎	★	★	★	★		
22	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	市内民間企業を巻き込んだ情報発信の仕組みができたか?また、新たに興味を持つ人は増えたか?	◎	★	★	★	★		
22	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	同一の目的を持った活動者たちが組織化し、活動が活性化したか?	◎	★	★	★	★		
22	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	個々の活動理念に適した組織形態となるよう、相談やアドバイスができたか?	◎	★	★	★	★		
22	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	当該者の趣味や技能を活かしたコーディネートができたか?ボランティア・市民活動を心感楽しいと感じてもらえたか?	◎	★	★	★	★		
22	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	ボランティア・市民活動団体の趣向になるような表彰制度ができたか?	◎	★	★	★	★		
23	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★		
成果指標	ボランティア・市民活動団体の励みになるような表彰制度ができたか?	◎	★	★	★	★		
23	三浦市	公費	★	★	★	★		
成果指標	市民の要望が行政施策等に反映されるようになったか?主体的に行政に課題提起する市民が増えたか?	★	★	★	★	★		

第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表 3/6

事業名	掲載頁	実施主体	財源	実施年度				備考
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
ヒト	必要に応じて、市民への権限移譲	三浦市	公費	★	★	★	★	「熊鷹除却」のような仕組みが三浦市にも導入されたか？また、三浦市が市民活動に対する理解を深めた上で、地域住民に権限を委譲するための政策議論をおこなうに至ったか？
	読書者や高齢者が実施するピア活動の側面的な支援	福祉当事者団体	民間財源	◎	★	★	★	週介入することなく、当事者間の活動を活性化することができたか？
モノ	三浦市社会福祉協議会内でのボランティアの受け入れ態勢の整備	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	ボランティアの受け入れに関するルールを構築できたか？三浦市社会福祉協議会でのボランティア隊員が、主体性を持った活動へと変化し、継続したか？
	活動に合った活動場所を確保する支援（先進事例の把握と複製） 公的施設や、福祉施設等のマップを作成し、ホームページと紙媒体で周知する 全体的な拠点と身近な地域における拠点を確保を目指す	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	★	ボランティア、市民活動団体に適正な「活動場所」を紹介、提供できたか？また、自ら「活動場所」を探索する委託や、福祉施設等のマップを作成し、「活動場所の確保」に関するボランティア、市民活動団体による運動が、全体的な「課題」として認知されるに至ったか？
カネ	（原簿）ボランティア・市民活動団体身元保証システムの整備 住居相談会の開催支援	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	★	三浦市社会福祉協議会、未開拓の領域に理解を示し、また、その公共性に即してこれを積極的に支援すること
	公的施設利用料に関する減免のルールづくり ボランティア・市民活動団体の実施イベント等への共催、後援名義の使用の承認と、会場使用料の免除	三浦市	公費	◎	☆	☆	★	活動内容の申請を通して、会場使用料を適正に減免できる仕組みを構築できたか？
センター	三浦市総合福祉センターの会議室等の貸出しルールづくり ボランティア・市民活動に必要な備品・設備に関するニーズの把握	三浦市総合福祉センター	自主財源	◎	☆	☆	★	三浦市総合福祉センターは、ボランティア・市民活動団体にとってより使いやすい「場所」になったか？
	ファンドレイジングの事例集をつくり、ホームページや紙媒体で周知できるようにする 他機関が実施している助成事業の周知	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	★	ボランティア、市民活動団体自ら活動資金を調達するためのヒントとなるような情報を集約できたか？
ネットワーク	ボランティア・市民活動団体に対する低利融資を可能とするために、当該団体の信用力の担保	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	★	ボランティア、市民活動団体の信用力を担保する制度ができたか？
	寄付文化の創造	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	◎	◎	◎	三浦市社会福祉協議会、寄付の受け入れ体制を踏えたか？寄付の文化がどの程度定着したか？
ボランティアの能力強化	補助（助成）事業のルールづくり 委託事業のルールづくり 共催・後援事業に対するルールづくり	三浦市社会福祉協議会	公費	◎	★	★	★	三浦市とボランティア・市民活動団体の協働体制が深まったか？
	三浦市社会福祉協議会が実施する既存の助成事業を財源構成比率から抜本的に見直す	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★	実施に即した助成をおこなったか？そのためのルールづくりはできたか？助成の効果測定をおこなったか？
ボランティアの機能強化	職場内研修（OJT）の強化 職場外研修（OFPJT）への積極的な参加	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	★	学んだことが実践に結びついているか？
	フィールドワークの実践（体験を通じて活動と活動者について理解を深める） フィールドワークの実践（活動者との関係の構築を図る）	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	ボランティア、市民活動団体とボランティアコーディネーターの連携のやりとりの活発化はどうか？ボランティアコーディネーターは、ボランティア、市民活動団体にとって有用な人的資源となったか？
ボランティアの機能強化	フィールドワークの実践（7テナを張り巡らせ、地域社会に滞在する「固りごと」を把握する目を養う）	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	★	ソーシャルワーカーとして、地域課題を把握する「目」が養われたか？

第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表 4/6

事業名	掲載頁	実施主体	財源	実施年度					備考
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
ボランティアセンター内のスバービジョン機能の確立 ボランティアセンター内において、当該活動の活性化と、活動の広がりとといった相乗効果を狙う 異団体間の交流を促進することによって、当該活動の活性化と、活動の広がりとといった相乗効果を狙う 民間企業との連携 社会福祉施設との連携 専門家との連携 三浦市社会福祉協議会と三浦市協働推進課の連携（ボランティア・市民活動に対する支援体制の統一） 三浦市社会福祉協議会と三浦市協働推進課の連携（役割についての確認） ボランティアセンターの機能強化 地域福祉推進モデル事業の充実 三浦市社会福祉協議会内でのボランティアの受け入れ態勢の整備（再掲） ボランティア受け入れのルール確認 ボランティア活動推進部会の充実（ボランティアセンターの運営一元化） ボランティア活動推進部会の充実（ボランティア活動推進計画の進捗状況の管理） ボランティア活動推進部会の充実（ボランティアセンターの評価システムの確立） NPOや有償で活動するボランティア・市民活動を対象とした保険に関する調査・研究 ボランティア活動保険に対する正しい理解と運用、周知を図る 災害ボランティアセンター	37	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
	成果指標	少人数であるという相乗効果を生み出すボランティアセンター内にスバービジョン機能を構築できたか？またそれによって、一つの事例（課題）を、多角的な視野で見ることができたか？即時性はあったか？適切な判断に結びついたか？							
	38	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
	成果指標	異団体間の新たな繋がりが生まれ、活動が活性化されたか？既にある繋がりがより深まり、活動に広がりができたか？							
	38	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
	成果指標	企業との繋がりがつくられたか？主体的に活動する企業に、必要な支援ができたか？							
	38	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★	
	成果指標	社会福祉施設について理解を深め、その機能を地域社会に有効に開放することができたか？							
	38	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★	
	成果指標	プロボノの実態を把握できたか？どのようなプロボノが求められているかを把握したか？既存の活動とプロボノをマッチングできたか？							
38	三浦市社会福祉協議会	自主財源 公費	◎	☆	☆	☆	★		
成果指標	情報の共有化を図れたか？三浦市社会福祉協議会は、先駆的な活動を積極的に支援したか？								
39	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★		
成果指標	ソーシャルアクションの内容によっては、大勢に不都合が生じる場面も想定される。時として「社協」や「公」が非難の対象となることもあろう。そうした場合も、ボランティアセンターは中立的な立場を堅持し、かつ当該者の孤立感を軽減し、寄り添ったか？								
40	三浦市	公費	◎	★	★	★	★		
成果指標	ボランティア・市民活動団体との協働体制が確保できたか？								
40	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	★	★	★		
成果指標	助成によって、地域課題の改善が見られたか？審査の透明性は確保できたか？								
41	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★		
成果指標	ボランティアの受け入れに関するルールを構築できたか？三浦市社会福祉協議会でのボランティア経験が、主体性を持った活動へと変化し、継続したか？								
41	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★		
成果指標	市民（第三者）の関心が入ることによって、ボランティアセンターの働きが充実したか？								
41	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★		
成果指標	規約に基づき、正しくボランティア保険に加入させられたか？個々の活動内容にマッチした保険の取組と加入を促進できたか？								
41	三浦市社会福祉協議会	自主財源 公費	◎	★	★	★	★		
成果指標	市役所との連携を密にし、備えを万全にするとともに、防災に関する活動を果たせたか？								

第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表 5/6

事業名	掲載頁	実施主体	財源	実施年度				備考	
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		平成29年度
ホームページの整備 (初めてでも参加しやすい活動やボランティア・市民活動初級講座の情報を掲載) ホームページの整備 (ボランティア・市民活動者の活動を、ホームページに掲載) ホームページの整備 (未就業者・初心者のホームページの作成) ホームページの整備 (紙媒体の「社協みうら」をホームページに相互性を持たせる) ホームページの整備 (メールマガジンの作成) ホームページの整備 (有用な情報が載っているホームページにリンクを見る) ホームページの整備 (市内ボランティア・市民活動団体のホームページにリンクを見る) ホームページの整備 (個々のニーズに沿った情報をカスタマイズして提供)	43~44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
広報誌社協みうらの充実 (ボランティア・市民活動コーナーを設ける)	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
広報紙社協みうらにボランティア・市民活動に関する情報コーナーを整備したか?	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
公的施設や、福祉施設等のマップを作成し、ホームページと紙媒体で周知する	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
ボランティアセンターが情報のポータルサイトとなるよう関連情報の一元化をめざす	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	☆	☆	★	
ボランティアセンターに必要ない情報がボランティアセンターに一元化する仕組みを構築できたか?	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
ポータルサイトに必要ない情報がボランティアセンターから市民から認知されたか?	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
市外・県外の先駆的なボランティア・市民活動例等の情報収集	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
三浦市ボランティアセンター掲載の整備	44	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
ボランティア・市民活動団体との関係の構築	45	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
取材で得た情報をすくりに確認できるようにし、当該団体のモチベーションを高め、情報発信の意欲を喚起して貰う	45	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
三浦市ボランティア連絡協議会の連絡網を活かした情報発信の活用	45	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
「情報発信」学習会を開催する。その際には、これを得手とするボランティア・市民活動団体に講師を依頼	45	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
活動に必要なとなる書類のテンプレートをホームページ上に掲載する	45	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	☆	☆	★	
三浦市社会福祉協議会が配分する助成金の使途と成果の情報公開	45	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	☆	☆	☆	★	
ホームページのアクセス数の確認・記録 発信情報に関する問い合わせ件数の記録 有効に情報を発信するためのデータ収集・蓄積	46	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	☆	☆	★	
ホームページや社協みうらで情報を得る市民が増えたか?市民の関心に沿った情報発信ができるようになったか?									

第2次ボランティア活動推進計画 事業計画実施表 6/6

事業名	掲載頁	実施主体	財源	実施年度					備考
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
登録者・団体情報の管理と活用（年1回登録情報を更新） 登録者・団体情報の管理と活用（活動活性化のための情報発信機能の強化）	46	三浦市社会福祉協議会	自主財源	◎	★	☆	☆	★	
	成果指標	登録者・登録団体に対する諸種のアプローチによって当該活動が活性化したか？							
ホームページで課題提起となるような情報を掲載する	46	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★	
	成果指標	当該住民が地域課題について考えるきっかけを提供できたか？実際に活動は始まったか？							
SNSの活用による、生活課題に関する情報発信。双方向の情報交換	46	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★	
	成果指標	一般市民が気軽に参加できる環境は整ったか？一方的な情報発信にとどまっていないか？							
市内ボランティア・市民活動団体への課題提起、気づきを促す	47	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★	
	成果指標	個々の生活課題が地域の課題として捉えられ、その解決に向けた活動が生まれただか？課題の改善状況は？							
ボランティアセンター業務を通じて把握した層種の課題解決に向けたソーシャルアクションの実施 地域住民を巻き込んだソーシャルアクションの実施	47	三浦市社会福祉協議会	自主財源	★	★	★	★	★	
	成果指標	地域住民が、地域課題を自分たちのものとして捉え、主体性を発揮してアクションを起こしたか？課題の改善状況は？課題を 滑り止めることなく、解決してきたか？波及効果はあったか？							

記号の見方：◎○●☆★…